令和４年

第３回定例会

会　議　録

令和４年９月６日

令和４年第３回　江 差 町 議 会 定 例 会
（第１号）

◎　期日及び場所

令和４年９月６日（火）　午前１０時３０分　　江差町役場　議場

◎　議事日程

日程第　１	会議録署名議員の指名	
日程第　２	会　期　の　決　定	
	〔議　長　諸般の報告〕	
日程第　３	閉会中の継続調査の申し出について	
	〔町　長　　所信表明〕	
	〔町　長　　行政報告〕	
日程第　４	一　般　質　問	
日程第　５	報告第　１号	令和３年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第　６	認定第　１号	令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７	認定第　２号	令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	認定第　３号	令和３年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９	認定第　４号	令和３年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第　５号	令和３年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第　６号	令和３年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	認定第　７号	令和３年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第　８号	令和３年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第　９号	令和３年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第１５	承認第　１号	令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求める事について
日程第１６	議案第　１号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。
日程第１７	議案第　２号	令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について
日程第１８	議案第　３号	令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について

日程第１９　議案第　４号　令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第２０　議案第　７号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１２号）について
日程第２１　議案第　５号　令和４年江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第２２　議案第　６号　財産の減免貸付について
日程第２３　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２４　同意第　１号　教育委員会委員の任命について
日程第２５　同意第　２号　監査委員の選任について
日程第２６　同意第　３号　副町長の選任について
日程第２７　同意第　４号　教育委員会教育長の任命について
日程第２８　発議第　１号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第２９　発議第　２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎　会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会　期　の　決　定
〔議　長　諸般の報告〕
日程第　３　閉会中の継続調査の申し出について
〔町　長　　所信表明〕
〔町　長　　行政報告〕
日程第　４　一　般　質　問
日程第　５　報告第　１号　令和３年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第　６　認定第　１号　令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　７　認定第　２号　令和３年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８　認定第　３号　令和３年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９　認定第　４号　令和３年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０　認定第　５号　令和３年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１　認定第　６号　令和３年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１２	認定第	７号	令和３年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第	８号	令和３年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第	９号	令和３年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第１５	承認第	１号	令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求める事について
日程第１６	議案第	１号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。
日程第１７	議案第	２号	令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について
日程第１８	議案第	３号	令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について
日程第１９	議案第	４号	令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第２０	議案第	７号	令和４年度江差町一般会計補正予算（第１２号）について
日程第２１	議案第	５号	令和４年江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第２２	議案第	６号	財産の減免貸付について
日程第２３	諮問第	１号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２４	同意第	１号	教育委員会委員の任命について
日程第２５	同意第	２号	監査委員の選任について
日程第２６	同意第	３号	副町長の選任について
日程第２７	同意第	４号	教育委員会教育長の任命について
日程第２８	発議第	１号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第２９	発議第	２号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

◎　出席議員（１２名）

議長	打越東亜夫
副議長	萩原　徹
議員	薄木晴午
〃	飯田隆一
〃	室井正行
〃	塚本　眞
〃	西海谷　望
〃	小梅洋子
	小野寺　真
〃	小林くにこ
〃	出﨑太郎
	大門和幸

◎　出席説明者

町長	照井誉之介
副町長	田畑　明
教育長	太田　誠
総務課長	斉藤敏己
まちづくり推進課長	尾山　徹
財政課長	岸田礼治
税務課長	西海谷　靖
町民福祉課長	竹内　強
健康推進課長	白鳥智子
産業振興課長	出崎雄司
追分観光課長	畑　竜哉
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	三好泰彦
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	長尾恵一
社会教育課長	安田克臣
総務課主幹	宮津宗介

（議会事務局）

局長	梅川年代
次長	中澤貴徳

開会　１０：３５

※ベルが鳴る

（議長）
ただ今の出席議員は１２名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただ今から、令和４年第３回江差町議会定例会を開会いたします。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（議長）
日程第１、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、１番大門議員、２番出﨑議員を指名いたします。

（議長）
日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」
はい。議長。

（議長）
室井委員長。

「室井委員長」（委員会報告）
おはようございます。（「おはようございます」の声）
議会運営委員会の報告をいたします。
一つ、委員会の開催状況、当委員会は、８月２４日、８月２９日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。
一つ、今定例会の議案、一般質問などについて、今定例会には、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定をはじめ、８件の議案が提出されている他、報告１件、令和３年度決算報告決算認定９件、諮問１件、同意４件、議員発議２件、一般質問は７名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。
一つ、会期の日程について、議案審議内容などの観点から、会期日程を本日１日とすることといたしました。
一つ、一般質問などについて、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められます。質問時間については、従来どおり答弁を含め６０分の時間制とし、質問答弁については、議員は１回目の質問から自席で、理事者は１回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うといたします。
町理事者の反問権については、従来とおりです。なお、一般質問や議案などの質疑で、感想や要望、お礼など一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっておりますので、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むことを求めます。一般質問は、政策に取り組む議員の最も華やかで意義のある発言の場でありますので、大所高所からの政策を建設的立場で議論することを求めたいと思います。
以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

（議長）
以上で、報告が終わりました。
お諮りします。
今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって、今定例会の会期については、本日１日としたいと思います。
一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うこととし、理事者側の答弁は、１回目は演壇で、２回目以降は、自席で行うことといたします。
質問の回数は再々質問まで、答弁を含め６０分の時間制を採用して行うことといたします。
また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、６０分の制限時間外とすることに決定いたしました。
なお、新型コロナウイルス対策として説明質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営をはかりますので、ご協力をお願いいたします。
また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

（議長）
次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

（議長）
日程第３、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。
議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から会議規則第７６条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

（議長）
次に、町長より所信表明の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（所信表明）
令和４年第３回江差町議会定例会の開催にあたり、３期目の所信を申し上げます。
私は、７月１０日に執行された江差町長選挙におきまして、３回目の当選の栄誉を賜り、引き続き町政執行の重責を担わせていただくこととなりました。結果として、前回に引き続きの無投票ではありましたが、町内各地域でお会いした町民の皆様からいただいたご発言の中には、これまでの２期８年間についての評価だけではなく、厳しいご指摘もありました。あらためて初心に帰り、町民の皆様とまちづくりの様々な問題意識を共有し、新たな試みにも積極的に取り組み、全力で町政の推進に努めてまいります。議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
ここに、今後４年間にわたって町政運営の舵取りを担当するにあたり、私のまちづくりに関する基本的な考え方を申し上げます。
１．３つの重点プロジェクトを複合させたまちづくりの推進
先ず、２期目に種をまいたものを、これからの４年間でしっかりと芽を出させて花を咲かせるためのまちづくりを推進するための３つの重点プロジェクトについてご説明させて

いただきます。
　１つ目は、旧江光ビル跡地の活用に関してです。地域が主体となって国の支援をいただきながら建物を解体して４年が経過します。上町商店街の中心地が空き地のままでは衰退が止まりません。市街地に賑わいを取り戻すため、町民の利便性を高めるという観点でコミュニティを形成する拠点を整備してまいります。
　２つ目は、この町のシンボルであるかもめ島を中心に、町民の集う場所として、また道南圏を中心とした方々が日常を離れて楽しめる魅力ある場とするため、北の江の島構想を推進します。北海道江差観光みらい機構により、かもめ島上でのマリンピングや手ぶらでキャンプ、手軽に体験できるサップやウォーターボールなどの海洋体験プログラムの定着を図ります。
　ハード面としては拠点施設の整備を実行します。季節や天候を気にせずに屋内で子どもたちが遊べる機能を中心に据えた拠点施設を、現開陽丸管理棟周辺に整備し、えさし海の駅に町内２つ目の道の駅を併設しながら、集客力のある民間企業と連携し、町民が日常訪れたくなる購買機能を備える方針です。
　また、拠点施設からかもめ島はもとより、スイーツをテーマにし、いにしえ街道へ、あるいは、上町商店街へと人の流れを作り、まち全体の魅力を活かしながら、道南圏で親子連れ満足度ナンバーワンの道の駅を目指してまいります。
　３つ目として、公共交通体系の再構築を図ります。人口に占める６５歳以上の割合である高齢化率は、先の国勢調査の結果によりますと３８．５％となり、冬場が厳しい江差の特殊事情なども考えると、高齢者が安心して住み続けていくためには、今以上の交通手段の充実が喫緊の課題です。バスやタクシーなど既存の公共交通を補完する住民にとって利便性の高い新たな交通サービス、江差マースの整備に取り組んでまいります。
　また、この交通体系の整備にあたっては、先ほど申し上げました旧江光ビル跡地のコミュニティ施設や、かもめ島入口の拠点施設を結節点として、住宅エリアと商業地エリアとを結ぶことで、街なかの賑わい創出に向けた人流の作り出しも目指すものです。
　２．子育て教育環境の充実
　子どもへの投資はまちの未来への投資です。まち全体で、子どもは地域の宝として子育てを応援し、子どもの成長を地域全体で喜び合い、将来の江差を支える人材を育てていきます。
　まず、学校給食に関してですが、心身ともに健やかな成長の基礎となる食育と保護者の負担軽減に取り組む観点から、先の第５回臨時会で予算を議決いただきましたとおり、中学生以下幼児を含めた給食費の完全無償化によって、子育て世代の負担軽減につなげていきます。
　また、高校生以下の医療費の無償化も継続してまいります。
　次に、２期目に制度化した江差町子どもの未来応援事業について、学習塾や通信教育費に加えて、新たに習い事や部活動などの経費を対象とし、家庭の経済状況に左右されることなく児童生徒の学力向上はもとより、校外活動に携わる機会の創出を支援してまいります。

また、江差で生まれ育った子どもの保護者を対象に、小学校入学時の（仮称）教育支援金を新たに創設しながら、子育て世帯を支援してまいります。

園児や児童の環境整備につきましては、現在、父母会で運営している水堀学童保育所の町立化への移行や、老朽化する北部保育園２園の統合を進めてまいります。

子どもの遊び場の充実は、北の江の島構想拠点施設の遊び場もその一つですが、江差小学校への新たな遊具について、児童会を通じニーズを十分に拾い上げながら整備を進めるほか、運動公園においても、中高生の意見を取り入れながら多目的に活用できる広場として整備をし、気軽にスポーツ活動や交流できる環境を作ってまいります。

また、道内プロスポーツ団体と協力し、各種スポーツの交流や体験活動などスポーツ環境の充実に努めてまいります。

快適で安心して子育てをするためには、住環境が重要な要素の一つであるものと考えております。子育て世帯が、住宅の新築や中古住宅の購入、あるいは既存住宅の増改築などを行う際の財政的な支援制度の構築を検討してまいります。

３．不幸ゼロのまちのさらなる推進

不幸ゼロのまちは、人口約７，０００人の町で町民と行政が近いからこそ、また、町内会や団体活動が盛んな江差町だからこそ、この施策が掲げられ目指せられると考えており、町民の皆様が安心して生き生きと暮らし続けられる環境を整えてまいります。

地域福祉計画や高齢者福祉計画といった各種計画の理念を踏まえつつ、２期目に掲げた自殺者ゼロ、孤立死ゼロなど９つの項目に加え、性的差別ゼロとハラスメント被害ゼロ、ＤＶ被害ゼロも新たな施策として盛り込んでまいります。

性的差別ゼロについては、性別による差別の解消を目指すことは当然のことではありますが、性的指向や性自認など、性の多様性を認め、尊重し合う施策が全国の地方自治体で広がってきています。

江差町においても、偏見や差別をなくし、心を安んじて暮らしていけるように必要な施策を実施してまいります。

ハラスメント被害ゼロについては、あらゆる場面において、すべてのハラスメントによる被害がなくなることを目指します。中でもパワハラやセクハラ、マタハラなどの防止、対策については、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法及び育児介護休業法が改正され、事業主と労働者の義務や責務が本年４月から定められたところであり、誰もが不利益を受けることがないよう取り組みを進めてまいります。

ＤＶ被害ゼロについては、いかに早期に把握するかが大変重要であるため、地域の方々や、包括連携協定を締結している企業等を中心に関係各機関などとの連携を図りながら、早期発見、あるいは抑止するための方策を実行していきます。

こうした項目を役場内において課題整理を進めたうえで、各種機関や団体、企業と連携を図りながら、地域全体で不幸ゼロの理念を共有できるよう、広報啓発や研修などの取り組みを進めてまいります。

４．次代を創る産業の確立

農業漁業は、地域を支える基幹産業ですが、生産者の方々の高齢化が進んでおり、担い

手の育成確保が急務であるとともに、生産基盤の整備や経営体質の強化を進め、安定的な生産体制を将来にわたって確保していくことが重要です。

このため、農業では、家族経営を主体としつつ、関係機関との連携などによる新たな担い手の育成確保をはじめ、省力化や品質向上を図るため、北部地区の農地基盤整備事業の計画的な推進を図ってまいります。また、未来の農業を見据え、農業用ドローンの活用など、ＩＣＴ技術を駆使したスマート農業の推進に取り組んでまいります。

漁業では、海域の特性に合った栽培漁業の推進が課題となっておりましたが、本年度から、企業版ふるさと納税を活用した豊かな前浜づくりプロジェクトがスタートします。江差港内で実施されるトラウトサーモンの海面養殖実証試験事業では、養殖環境遠隔モニタリング装置などのＩＣＴ機器を設置し、一歩先の養殖事業を展開してまいります。

また、既に檜山海参として、特定農林水産物等として登録されている江差産ナマコの増殖事業にも取組むこととしており、この２つの事業により新たなブランドの創出と、新たな生産体制づくりを重点的に進めてまいります。

地域の中において、これまで町の台所として機能してきた商店街ですが、人口減少や高齢化の現状にあっては、経営を維持させることが厳しい状況にあります。このため、商店の街から、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応え得る生活を支える街へと捉え直し、持続可能な商店街づくりを官民連携のもと進めてまいります。

観光の振興に関しては、町の強みである歴史や文化、自然といった地域資源を戦略的効果的に活かしていくことが重要であり、日本遺産と日本で最も美しい村連合という江差町が持つ、二のブランドを最大限に活かす取組みを強化してまいります。

また、北海道江差観光みらい機構と連携し、北の江の島構想の具現化を着実に進めながら、地域経済が循環する稼ぐ観光を目指してまいります。

５．地域資源である風を活かすゼロカーボンシティ

次に、再生可能エネルギーについてです。気候変動問題は、地球規模の課題であり、国や自治体だけに止まらない課題であります。

国は、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す、カーボンニュートラルを目指すと宣言しており、わが町といたしましても、風力などの地域資源を活用し、再生可能エネルギーを地域内で最大限導入できるようその取り組みを着実に推進することで、国のエネルギー政策に協力していく考えであり、環境が整った段階でゼロカーボンシティ宣言を行う予定です。

６．住民への情報伝達

コロナ禍において、公式ＬＩＮＥアカウントを開設し情報発信に努めてきましたが、町民の皆様が安全で安心な毎日を過ごしていただく機能として有効であり、今後は、災害はもとより火災など緊急性の高い情報の発信に拡大するとともに、行政情報発信を充実させるため、ホームページのリニューアルに取り組んでまいります。こうした媒体に高齢者がアクセスしやすい環境をつくるため、スマホ教室の開催などで普及に努めてまいります。

結びにコロナ禍の収束が見通せない状況など複合的な要因が重なりながら、地球規模で不安定感を増す社会経済情勢は、わが町にも大きな影を落としており、先行きは厳しい状

況であると考えます。国や道の施策を活用することはもとより、これまで進めてきた北海道教育大学や、はこだて未来大学、サツドラホールディングス株式会社などとの連携をより一層強めるとともに、江差町が江差町であることの輝きを保つために、町独自の政策を臨機応変に打ち出しながら、町民や地域経済を下支えし、光を見出せるまちづくりに努めてまいります。

政策を進めるにあたっては、最少の経費で最大の効果をあげるという自治体運営の基本原則を常に念頭に置き、中長期的なコストの縮小と予算の平準化を図っていきます。

人口減少や少子高齢化、各産業の担い手の減少など、わが町を含む地方の抱える課題は深刻です。こうした課題に特効薬はありません。一つひとつの施策を着実に推進していくことが大事だと考えています。国からの地方交付税などによって支えられている財政運営でありますが、都市部からみて地方は決してお荷物ではありません。地方は、国土を保全し、食料やエネルギーを生産するなどで国の安全保障を支えているとともに、都市部に人材を輩出しています。地方はまさにこの国の活力の源です。特に江差町は、先人が培ってきた固有の文化資源があり、魅力ある農水産物の供給、風力を中心とした自然エネルギーを生産できる可能性に秘めた地域です。東京生まれの私が８年前、魅力ある江差の活性化が不可能なら、この国の行く末はないと感じて町長選挙に立候補した時の思いを忘れることなく、常に誠実に、時に大胆に町政運営にあたっていく所存です。

第６次総合計画や各種施策における計画のほか、昨年度策定した中期財政運営方針や老朽化が進む公共施設等に関する江差町公共施設等長寿命化計画も政策の立脚点としながら町民から信頼される役場づくりに向け、私が先頭にたち、職員と一丸となって前進させてまいりますので、議会議員の皆様、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、私の政策公約に基づき、今後４年間の中で目指していく町政運営の一端を申し述べ、所信表明とさせていただきます。

（議長）

以上で所信表明を終わります。

（議長）

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

「町長」（行政報告）

はじめに、新型コロナワクチン接種についてご報告申し上げます。

４回目接種につきましては、重症化予防を目的に、３回目接種から５か月を経過した６０歳以上の方及び１８歳から５９歳で基礎疾患等を有している方を対象とし、接種希望者に対して７月３０日から集団接種を開始、また、７月２２日から医療従事者高齢者施設従事者などが接種対象者に追加されたことから、接種希望者の取りまとめや接種調整を行ってまいりました。９月の４回目の集団接種は、本日６日から８日、２９日から３０日の６

日間となっております。接種状況は、お手元に配布資料のとおりでございまして、全体の接種率は１回目が８８．３％、２回目が８８．１％、３回目が８０．５％、４回目が２２．５％となっております。

また、１０代から３０代の若年者の３回目接種率の平均が約７４％で、全国全道の約４７％と比較して高い接種率となっております。年代別の接種状況は配布資料をご参照下さい。

次に、ワクチン接種に関する新たな情報についてでございます。

まず、オミクロン株対応ワクチンについてでございます。このワクチンはオミクロン株と従来株を含むワクチンで、１０月中旬頃からワクチン供給の見込みでしたが、国において時期を前倒しにする検討が進められています。接種対象は１、２回目の初回接種を完了している方で、３回目、４回目接種済の方についても一定の間隔をあけて、１回のみ接種が受けられる予定です。対象年齢や接種間隔等につきましては、まだ示されておりませんので、詳細が明確になり次第、周知を予定しております。

次に、５～１１才の小児ワクチン接種についてでございます。小児ワクチン接種はオミクロン株流行下では、エビデンスが十分でないことから、努力義務の規定は適用されませんでしたが、９月上旬から努力義務が適用される予定です。

また、３回目接種につきましても、ワクチンの薬事承認がされましたが、接種間隔や開始時期等の詳細については示されておりません。こちらも詳細が明確になり次第、周知いたします。

なお、本日９月６日午後２時から全国自治体説明会が開催され、詳細について示されるものと思いますので、その情報につきましては改めてチラシ等で周知いたします。

次に、災害時における協力協定の締結についてご報告を申し上げます。

令和４年７月１日、ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結いたしました。本協定は、ヤフー株式会社の社会貢献事業のひとつとして、災害発生時の自治体対応を情報発信面から支援いただくものであり、町公式ホームページへのアクセス集中負荷軽減のため、ヤフーサーバー上にコピーとして保存されるいわゆるキャッシュサイトを表示することや、ヤフージャパンアプリ及びヤフー防災速報アプリで町独自の防災災害情報を配信することが可能となる内容となっております。ヤフー株式会社が運営するヤフージャパンはご承知のとおり、メジャーなインターネットサービス提供事業者の１つであり、知名度、利用度も高く、情報発信において強力なサポートを得られるものと期待しているところです。現在、運用に向け準備中でありますが、運用開始後は住民の皆様にアプリの紹介や利用方法について周知を行い、災害情報発信ツールのひとつとして活用していきたいと考えております。

次に、江差町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書の締結についてご報告申し上げます。

本件につきましては、既に新聞等で報道されておりますが、７月１２日に執り行いました調印式によりまして、町内に江差かもめ島センターとして宅急便センターを構えるヤマト運輸株式会社函館主管支店との包括的連携協定を締結したところであります。

本協定は、両者がそれぞれの資源を有効に活用し、安全安心な地域づくりをはじめ、災害対策、環境維持、保全、地域福祉事業などにおいて、協働して取り組むことを目的としているものでございます。引き続き安全安心な地域づくり等の協働事業に取り組んでまいりますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和４年８月２５日、江差町字水堀町６番地２合同会社ユーラス江差風力 代表社員 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 職務執行者 高瀬達秀様より、現金１６０万円のご寄附がございました。

同社は、各発電所がある全国の自治体に地域振興のためにと寄附を行っており、当町も平成２７年度から毎年ご寄附をいただき、学校図書をはじめ、町道路線ＬＥＤ化など町設備の充実化に充てさせていただいているものでございます。この度の使途につきましては、昨年度から充実を図ってまいりました、町立小中学校児童生徒が使用する学習支援用スキー用具整備に活用させていただきます。

次に、令和４年８月２９日、江差町字砂川１１番地３、株式会社北辰運輸 代表取締役 矢原幸康様より、子供たちのスポーツ振興の充実に役立てていただきたいと、現金１００万円のご寄付をいただきました。令和２年度より毎年寄附いただき、寄附総額は４００万円となりました。

ご寄附いただきました１００万円につきましては、小学生スポーツ団体への支援に活用させていただきます。

なお、これらの寄附につきましては、いずれも今定例会において補正予算案として上程させていただいております。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めて、ご厚志に厚くお礼申し上げます。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。

（議長）

日程第４、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、７名の議員から通告がありました。通告順に従って順次これを許可します。

まず、飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。

第３回定例会にあたりまして、私から、３項目につきまして、質問をさせていただきます。

まずはじめは、新型コロナウイルス感染と予防対策についてであります。第７波が勢いを増す中で、江差町でも新型コロナウイルス感染が拡大しており、特に４０歳以下の若い方々、感染経路が不明であったり、無症状、軽症の方々が増加して、大変、危惧される状況であります。早急に実効性のある対策が求められるところであります。

まず１点目であります。町内若年層及び全体のワクチン接種率はどの程度か。また、今後のワクチン接種率向上の対策を伺います。

２つ目でありますが、抗原検査キットの販売につきましては、これまでのように医師の処方がなくても調剤薬局やドラッグストア等でもネット販売等含めて、解禁がされました。私は一定程度、町がキットを保有し、正確な使用方法や相談体制を図るべきと考えますが、町長の所見を求めたいと思います。

また、町内における発熱外来やＰＣＲ検査場は、時によっては大変混み合って、２、３日繋がらなかったり、そういう状況も散見される訳であります。このＰＣＲ検査場をさらに拡大をし、感染不安の解消に努めるべきと考えますが、所見を求めたいと思います。

以上の質問に対しましてはですね、先程、行政報告や町の方の広報の中にワクチン接種について、だいぶ、答弁を含めた答えがありますので、その辺、重複するところがありましたら、割愛されても結構だと思っておりますので、是非、ご答弁をお願いしたいと思います。

（議長）

町長。

「町長」

飯田議員の１問目。新型コロナウイルス感染と予防対策についてのご質問にお答えいたします。

３点いただいておりますけども、①については、だいたい先程の行政報告などで説明させていただいたと思いますので、２問目、２点目からご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

医療用抗原検査キットのネット販売解禁に伴うご質問でございます。医療用抗原検査キットにつきましては、国において審議され、在庫に余裕がある製品を中心に対面だけではなく、インターネットでの販売も可能となりました。

一般用医薬品の第１類医薬品として販売されるため、購入者に対して薬剤師による薬の情報提供を行わなければならない医薬品ですので、ネット販売においても薬剤師による説明が必要となります。

厚労省は、ネット販売できるのは実店舗を持つ薬局であること、薬剤師がメールなどで使い方を説明し、購入者が理解したことを確認した上で販売する、陽性になった場合の対応など、一定の基準を設けてネット販売をするため、使い方を理解しないまま購入できてしまうということはない状況のようです。

町が行っている医療用抗原検査キット購入助成事業においても、町内院外薬局で対面により、薬剤師から使い方や検査結果に対する対応などについて、説明を受けて購入する仕組みとなっております。

助成制度について改めて簡単にご説明いたしますと、医療用抗原検査キットを町内の薬剤師が常駐している登録薬局で購入する際に、検査キット１回分につき１，０００円、１人２回分を上限に助成する制度で、町への申請が必要です。昨年１２月から実施しており、登録薬局は、なかじま薬局サンセイつじ店、あさひ薬局江差店、いにしえ調剤薬局の３か所でしたが、８月２２日からつじ薬粧が加わり４か所となったことや、検査キットも購入しやすく、品薄になることは少なくなっており、医療用抗原検査キットを入手しやすくなっております。

議員ご提案の町が検査キットを保有し、一般町民への検査キットを配布する場合においては、薬剤師の配置が必要なことから、難しいと判断しております。

なお、当町における検査キットの助成状況を申しますと、８月末で申請者は２０１名、助成券交付枚数は３９６枚で、人口の約２％の申請率となっています。９月号広報の折込チラシに再度、周知させていただきましたが、たくさんの町民の皆様にご活用いただけるよう定期的な周知を行って参ります。

また、新型コロナウイルスの検査は、ウイルス量が少ないと感染していても陰性と結果が出る偽陰性の場合がありますので、マスク着用、手指消毒などの基本的な感染予防対策を行うことが重要であることも併せて周知して参ります。

次に、感染不安の解消のための検査所の拡大についてであります。道は、感染不安を感じる無症状者の方を対象として、感染拡大傾向の一般検査を無料で実施しており、道の感染状況に応じて、実施期間が９月３０日まで延長になりました。こちらの事業は、症状がある方や濃厚接触者は対象となっておりません。道のホームページに検査項目などの詳細が掲載されておりますが、江差町内ではアイン薬局江差店、江差調剤薬局、なかじま薬局サンセイつじ店の３か所が予約制で行っており、感染者が多かった８月４週目までは、検査数も多かったようですが、現在は予約数も落ち着いてきている状況と聞いております。

また、以前よりも医療用抗原検査キットが購入しやすくなり、自分自身で検査を行えることから、無症状の方の感染不安については、以前よりは解消されるものと考えておりますが、道の検査体制の充実、実施期間の更なる延長等を要請し、町民の不安解消に努めて参ります。

症状がある方は発熱外来を受診することになり、道のホームページに発熱者診療医療機関一覧が掲載されておりますが、江差町は道立江差病院１か所で、現在の発熱外来の状況を確認したところ、全国的にＰＣＲ検査の試薬、薬が枯渇し入手しづらい状況にありますが、必要な方に検査はできているということでございます。土日祝日は診療しておりませんので、町民の不安解消のためにも休日の発熱外来診療について、要請を道に対して行っておりますが、救急医療もあり、なかなか難しい状況です。継続して要請を行って参りますし、発熱外来を行う医療機関の増加についても併せて検討して参りま

す。
　以上です。

（議長）
　はい。飯田議員。

「飯田議員」
　はい。再質問です。
　はい。ありがとうございました。
　ただいま、１点目のワクチンの接種率は、十分、分かりましたけれども、今後、ワクチンの接種率の向上対策ありましたら、これをご答弁願います。
　私は、今回ですね、感染者が増えている、町内でも。結構、私の周りでも、例えば家族が感染して濃厚接触になった、職場でもそういうような事例があったと。そういう時に、大変不安になって道の相談窓口にやってもなかなか的確な回答が得られなかったり、道立病院、先程、答弁いただきましたけれども、土日は休みですよ、発熱外来。繋がりにくい。そういう事例があった時に、やはりそういう感染者を含めて濃厚接触者、家族を含め、凄く不安になるんですよ。そういう部分を町の健康推進課あたりが、相談の窓口になったり、そういうような心配事に対して、もし、相談を受けたら一定程度の交通整理と言いますか、道立病院で発熱外来が混んでいたら、例えば、乙部町の国保でも、実態は、ＰＣＲ検査が受けれるんですよ、受けているんですよ。例えば、函館の民間病院、そこに結構行って、無料で、家族でＰＣＲ検査を受けれる。こういうような情報が必要なんですよ。不安解消のためには。そういう意味でも、やっぱり町の健康推進課、中心になってですね、今回の広報に挟まれてきたワクチン接種について、凄く分かりやすく、特に抗原検査キットについては、扱い店も扱い薬局も明示しておりまして、凄く役立ちましたよ。今までの広報が役立たないとは言いませんけれども、どっちかと言うと、ワクチン接種が主体の広報でしたので、やっぱり感染したり、その周りにいる人方の不安を取り除くための情報提供、場合によっては、いろんなそういう函館だ、乙部だ、そういうような情報を町民の方に指示したり、アドバイスしたりする体制が私は必要だと思っています。その辺については、如何お考えでしょうか。お聞かせ下さい。

（議長）
　はい。健康推進課長。

「健康推進課長」
　飯田議員から２点質問がありました。
　まず、１点目のワクチン接種向上対策ということでございます。現在も土曜日の接種を設けておりまして、働く世代が受けやすい体制をということで、作っております。
　江差町の場合、やはりスタッフ、特にお医者さんなり看護婦さんなりの体制を整える

というところが非常に難しいところもございますので、今後もこの町内の医療機関の協力を得ながら、土曜日の接種というものを継続していきたいなというふうに考えております。
　もう１つ。２つ目の濃厚接触者や感染リスクの高い方と特定された方の不安解消というところでございます。議員がおっしゃたように、道立病院の発熱外来というところは、症状のある方が行くところになりますので、近隣の医療機関においても、そこは同じ状況になります。
　ただ、今、道の方も、以前は濃厚接触者になった方全員次の日に症状があろうが無かろうがＰＣＲ検査をしていたという状況でしたが、患者数も増えてきたというところで、保健所の指導も少し様子を見て下さいと、症状のない方は様子を見て下さい、症状が出たら保健所に連絡を下さい、ということになっていると確認をしております。
　で、私の個人的な意見ではございますが、今、町でやっている医療用の抗原検査キットというものの助成券を事前に申請しておいて、家に検査キットを常備しておくと。そういうことをすることで、その濃厚接触者等になった時に、不安になった時に、症状がない時はそこで検査をするというところが１つの解決策かなというふうに思います。
　議員がおっしゃるようにその交通整理というところでございますが、健康推進課の方にかかってきた電話に対しては、一定程度の相談を受けて対応しておりますので、ご心配な方があれば、保健所なり、健康推進課なりにご相談いただければなというふうに思います。

（議長）
　いいですね。

「飯田議員」
　はい。分かりました。

（議長）
　いいですか。
　２問目、はい、飯田議員。

「飯田議員」
　はい。ご答弁ありがとうございました。
　是非そういうような不安な方には、的確な情報提供をお願いしますとともに、やっぱり、抗原検査キット、各家庭に備蓄するような、そういうような進め方は、私、凄く有効だと思いますんで、その辺の状況提供を含めまして、期待をしております。
　それでは、２問目でございます。日本・千島海溝地震についてであります。北海道は７月に日本・千島海溝地震の被害想定を公表いたしました。日本海側の自治体につきましては、あまり報道もなかった訳であります。恐らく、そう大きな被害が想定されなか

ったというふうに理解しております。江差町の被害想定や今後の対応について伺います。

２つ目でありますが、北の江の島構想にある子ども向け室内遊興施設は、災害を想定した場合、特に２９年前の、３０年近くなりますか、南西沖地震や新潟地震を目の当たりした私達にとりましてはですね、あの場所にそういうような子どもの施設を作ること自体は、立地としてやっぱり、相当危険を伴うものだというふうに考えます。

まさに適地とは言い難く、再考すべきと考えますが、町長の答弁を求めたいと思います。

（議長）

はい。町長。

「町長」

飯田議員からの２問目について、２点のご質問をいただきました。

まず１点目ですが、議員がご質問で述べたとおり、北海道は本年７月２８日に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表いたしました。これは、昨年１２月２１日に国が日本海溝千島海溝沿いの巨大地震に関して、マクロ的な被害想定を公表したことを受け、道が個別の地域ごとの実態を踏まえた、より詳細な検討をしたものを公表したものでございます。

国の中央防災会議では、南海トラフ地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象とした「大規模地震防災・減災対策大綱」を策定しておりますが、それらの地震は発生確率・切迫性が高く、経済社会への影響が大きいなどの観点から選定されたものであり、報道発表資料においても日本海溝・千島海溝で発生する地震は、「最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震」であり、甚大な被害が発生するものと考えられている地震です。

さて、ご質問の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における江差町の被害想定や今後の対応についてでございますが、道の公表した資料には、江差町の被害想定の記述はございません。

これは、日本海溝、千島海溝とも太平洋側に存在し、津波の被害も太平洋沿岸の地域に発生すると考えられていることからでございます。

このように江差町の被害想定の記述がございませんので、今後の対応につきましても今のところ想定していないという状況でございます。

次に、北の江の島拠点施設整備において、子ども向けの遊興施設を整備する方針に関しまして、津波災害を想定した場合には不適地ではないかというご質問でございます。

議員がご心配されるように、町が今年３月に作成し、町民の皆様へ配布させていただきました防災ハザードマップで示されている津波災害避難マップでは、建設予定地である現開陽丸管理棟周辺の津波水位として、３～５メートルと想定されています。

これは平成２３年度国土交通白書による最大クラスの津波想定を基とし、北海道が平

成２９年に公表した浸水想定に基づいたものです。白書の最大予測は、発生頻度が百年から千年を想定した最大の津波高ではありますが、例えば、１９９３年に発生した北海道南西沖地震による江差港の津波到達高は２．７メートルを記録しております。
　町といたしましては、施設整備にあたり、津波災害が起こり得ることを念頭に、設計段階において専門家のご意見も聞きながら、まずは人的な被害を出さない、あるいはある程度の津波高においても浸水被害を最小限にするなどの対策や、現開陽丸管理棟のように機械電気設備を２階へ配置するなど、万が一の場合でも施設の機能不全を一定程度防ぐための対策を講じながらの整備に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
　はい。いいですか。
　飯田議員。

「飯田議員」
　ただいま、日本・千島海溝地震についてを中心に答弁をいただきました。
　やっぱり、一番心配なのは、我々、今、この前体験した南西沖地震、新潟地震、当時を目の当たりにして考えた場合ですね、新潟地震で瓶子岩の周辺、波がですね、来る前に潮が引けて、海面がもうむき出しになったと、そういう恐怖があるんです。もちろん、南西沖地震の際には、津花の国道が水没し、プレハブが浮いていた。あの周辺の乗用車が水没したという、そういうような危機意識があるからこの質問をした訳でありますよ。
　特に幼児向け遊興施設ではですね、確かに我々、総務委員会でも調査いたしました。幼児や小学校低学年を対象にした遊興施設であります。
　確かに、１００年くらいの頻度の想定かも知れませんけれども、防災ハザードマップにですね、はっきりと津波浸水想定地域ですよ。２ｍから７ｍかな、２階建ての屋根まですっぽりと埋まる想定の地区にですね、あえて建設をする。今、町長がおっしゃたように、今後の計画において、開陽丸の電気設備を上に上げるとか、おそらく設計段階では、嵩上げしたりという、そういうことを想定になるでしょうけどもね、危険を承知であの場所にこういう施設を建てること自体が、私は適切を欠くと思うんですよ。
　その辺について、確かな答弁をお願いしたいと思います。

（議長）
　はい。まちづくり推進課長。

「飯田議員」
　政策に関する答弁は、町長でないの。

（議長）
担当課長。

「まちづくり推進課長」
飯田議員から拠点施設整備にあたって、特に、子ども達、小学生以下の遊興施設を作るという状況の中で、ハザードマップで３ｍから５ｍが最大であると想定されるという場所に整備するというのは如何かというお話がございました。
町長答弁にもありましたとおり、今後、基本計画を策定しますけども、基本設計に入ってきます。そういった中で、今現在、３月で、お示しした基本構想では、施設の総面積約１，６００㎡というところと、あるいは開陽丸管理棟、この周辺に整備ということの２つをお示ししているところです。
今後、構造や形状、そういったところの議論を深めていきますけども、議員のアドバイスをしっかり受け止めながら、津波発生時には、施設利用者が安心安全に過ごすことができる、そういったためのハード面での留意すべき整備方法、例えば、おっしゃったようにあの建物、今、１，６００㎡としか方針を出していませんけども、屋根、あるいは踊り場みたいな形で対応できるのかどうなのか。しっかりその辺は、専門家とも確認をしながら整備を進めて参りたいと思います。
また、ソフト面でも、避難誘導、こういったものがどうあるべきか、しっかり詰めながら進めて参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（議長）
はい。飯田議員。

「飯田議員」
議長。
先程、町長も所信表明で述べております。まさに、重点プロジェクトの中の施設ですよ、これは。一課長が答える答弁ではないですよ。政策ですよ。町長、子ども達の安全を考えた場合ですね、きちんと責任ある答弁を願いたいと思います。如何ですか。

（議長）
はい。町長。

「町長」
はい。今、特に津波の災害に対して、この拠点施設の整備の立地場所に対して、不適地じゃないかというご質問をいただいておるところでございます。
当然、今までの過去の経験からして、南西沖地震などの被害が出たというような地域の中で、施設整備を考えていくということでございます。
ただその一方で、やはりこの地域、津波と隣り合わせでずっと生活していくというよ

うなことでございます。じゃあ、公共施設、例えば江差町役場もまさに津波の浸水地域に入っている所でございます。そういう中で、どう安全に施設を考えていくのか、また、町の活性化を考えていくのか、それをどう両立していくのか。それを考えた上で、今、この北の江の島構想を練り上げているという段階でございます。

そういう中で、しっかり、先程課長も答弁しましたし、先程１回目に答弁をさせていただきましたけれども、安全性を、人的被害が出ないような対策をしっかり考えた中で地域の活性化を考えていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

はい。いいですか。

はい。飯田議員。

「飯田議員」

役場も浸水地域にあるとかね、過去の今現在あるものは、別ですよ。これから作ろうというものはですね、そういう、津波想定被害区域を避けるべきだと私は思うんですよ。そこが問題ですよ。確かに今、我々のこの役場庁舎だって、海抜２ｍあるでしょうか。追分会館、町の主要施設である追分会館もそうですよ。ただ、子ども、幼児が遊ぶ施設を、あそこに建てること自体が、私は相当な危険性があるということを指摘したいんですよ。そういう意味での答弁を求めているんですよ。

今後、例えば設計段階において、それらを配慮して、するというのなら、それはそれで結構だと思いますよ。だけど、私は反対ですよ。

（議長）

誰、答えるの、これ。

「飯田議員」

ご答弁、お願いしますよ。

（議長）

４回目。

「飯田議員」

３回目。

（議長）

３回目だって。３回目だって、ほら。

「町長」
いや、４回目ですよ。

「飯田議員」
暫時休憩。
ちょっと。

（議長）
４回目が。

「町長」
整理して下さい。議長。

（議長）
何て言えばいいんだ。

「事務局長」
休憩して下さい。

（議長）
暫時休憩。

休憩　１１：２９
再開　１１：２９

（議長）
はい。再開いたします。
次に、３番目。質問。

「飯田議員」
はい。大変失礼いたしました。
それでは、３問目に入ります。
旧江光ビル跡地、仮称コミュニティプラザえさしの建設についてであります。
町政執行方針にもありますように、幅広い年代層が訪れることにより、新たな交流が生まれ、多様なコミュニティ活動に発展する施設として、町の賑わいを創出するコミュニティプラザえさし、実施設計の策定に繋げるというふうにあります。
これの本年度、３月議会において、実施計画を含めた委託費が２，０９３万３千円、計上しております。これにつきましてはですね、速やかな建設に向けた予算執行を願うも

のでありますが、町長の決意を伺います。
　また、先に中高生によるアンケート結果や若い方々との意見交換がありました。その結果がどのようにこの建設計画に反映されるのか。併せて建設に向けた今後のスケジュールを伺いたいと思います。

（議長）
　はい。町長。

「町長」
　飯田議員の３問目、旧江光ビル跡地コミュニティプラザえさし建設についてのご答弁申し上げます。
　令和４年度町政執行方針において、まちの確かな未来を切り拓く中心施策として、旧江光ビル跡地活用を掲げ、令和４年度当初予算では実施設計業務について議会の議決をいただいております。
　また、所信表明においても、市街地に賑わいを取り戻すため、町民の利便性を高めるという観点でコミュニティを形成する拠点を整備していくことを表明させていただきました。
　現在は、旧江光ビル跡地活用拠点施設基本計画及び基本設計業務について、調査項目の追加等により、委託期間を１１月末まで延長し取り進めており、業務が完了後、速やかに実施設計業務の発注を行うこととしております。
　２点目の、中高生との意見交換結果の反映と今後のスケジュールについてでございます。
　中高生対象のアンケートは、夏休み前に江差中学校及び江差高校に依頼し、既に集計を終え、分析も終了しております。
　また、江差高校のご協力により、来週、生徒との意見交換の場を設けることで調整を進めています。若い世代が考える様々な思いに触れ、今後、整備するコミュニティプラザえさしに必要な機能や施設規模などについて、早急に整理して参ります。
　また、今後のスケジュールについては、先ほど説明しましたように、基本計画及び基本設計の策定及び実施設計業務を進めながら、令和５年度中の建設着手を目指して参りますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
　はい。いいですか。

「飯田議員」
　はい。終わります。

（議長）
はい、これで、飯田議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、塚本議員の発言を許可いたします。
塚本議員。

「塚本議員」
はい。
私より、本定例会、３問の質問をさせていただきます。
まず第１問目ですが、今年の６月の末の、６月２８日から３０日にかけての大雨洪水対応についてであります。
これまで経験の無い、２日間で１２５㎜等々の降水量等により、厚沢部川水位が氾濫危険水位に達したことから、流域の皆さんに対して、避難指示が町から出され、農作物への冠水等の被害は一部でありましたが、人的被害は幸いにもなかったということであります。
避難指示の翌日早朝には厚沢部川の水位も下がり、解除となりましたけども、この間、対策本部の設置時間の遅れや避難場所の変更、避難場所の対応、あるいは避難者数などに多くの私は、課題が見えて来たなというふうに思っております。今回の経験を踏まえて今後に向け、津波だけでなく、大雨による水害予防対策もしっかり進める必要があると考えています。このことに対する町の対応をお伺いいたします。

（議長）
はい。町長。

「町長」
塚本議員から、６月末の大雨に係る町の対応に関してご質問がありました。
大雨の状況や河川の状況、町の対応などにつきましては、７月２７日の第５回臨時会で資料も添えながら行政報告させていただいておりますが、その中で、様々な課題が浮き彫りとなり、反省点も少なくなかったことに触れているところです。
議員がご質問で挙げられた点について申し上げますと、対策本部の設置に関しましては、厚沢部川の水位が氾濫危険水位に達した２９日、６月２９日午後２時１０分に災害対策本部を設置したところでありますが、高齢者等避難及び避難指示などに関しては適宜対応したものと考えております。
また、避難所の変更についてでございますが、一旦開設した朝日町民体育館と水堀コミュニティセンターを閉鎖し、他の避難所をあらためて開設したことに関しましては、両施設は今回の降水量では、避難所として開設できる施設として防災計画に登載されておりますが、５０年に一度の大雨を想定しているハザードマップでは開設できないとし

て×印がついている施設であったため、×印がついている施設への避難は、抵抗があるのではということで急遽変更したものです。しかしながら、住民の方々に混乱を生じさせたことから、反省すべき点でありました。

避難所の対応や避難者数についても、災害の状況などの情報周知や届けられる物資の情報をうまく提供できなかったこと、配置職員数の不足、建物の広さ以上に避難された方がおり、密な状態であったことなど、様々な場面で多くの課題があったことを痛感しているところでございます。

そういったことを踏まえ、津波だけでなく大雨による水害予防対策もしっかり進める必要があるとのご質問でございますが、町としては、その後、どのような課題や反省点があったかなどを、対策本部はもとより、従事した職員から集約をしており、今後、それらを検証しながら課題解決に努めていきたいと、現在、取り組んでいるところであります。

また、本年度は江差町地域防災計画の見直しを進めております。その見直しの中で、取りまとめた課題に対する対応をしっかりと進め、見直し後の計画に書き込めることができるよう努めて参ります。

また、防災計画見直し庁内検討会議において、防災危機管理アドバイザーを招聘し、先の大雨の課題、反省点を踏まえた講義を予定していることを申し添えてご答弁とさせていただきます。

（議長）

はい。塚本議員。

「塚本議員」

今回、幾つかの課題について列記しましたが、これ以外の課題も非常に多くあるのかなというふうに私自身も考えております。防災計画が、大きな防災計画の指針が新たに作られるというふうに伺っていますので、その中で、町内で十分協議をしながら、対策をしっかり執っていただけるようにしていただければと思います。第１問目は以上で終わります。

２問目の近年のスルメイカ不漁対策についてであります。

江差町の過去におけるスルメイカ漁獲量によると、令和２年より極端に漁獲量が少なくなっております。平成時代には１３０トン程度の水揚げがあったものが、令和２年ではもう７０トンを切っていると。今年度は更にそれを切るんじゃないかというふうに、非常に危惧をしている訳であります。

江差町では、育てる漁業への支援をしてきていますが、スルメイカで生計を立てている漁業者も多く、深刻な状況となっております。不漁の原因は、イカの資源の減少や海水温の変化など多岐にわたると思われますが、漁業者の声を聞くと、漁場でマグロの大群がいて、漁の妨げになっているということも伺っていますが、逆にこれらのマグロの対策として、檜山エリアのマグロ漁、これは国の枠もある訳ですが、行政だけじゃなく

て、漁協との、漁業関係者だけで、なかなかこの枠を大幅に増やすというのは難しいと私は考えておりますが、檜山管内の町長会も含めて行政も一丸になって、この枠の拡大に向けて、檜山でもマグロによる漁業者の所得補完できるような対策が何とかできないかなというふうに思っております。これについて、お伺いいたします。

（議長）
はい。町長。

「町長」
塚本議員からの、近年のスルメイカ不漁対策に関するご質問にお答えをいたします。
江差町の主力魚種のひとつであるイカ漁につきましては、議員ご指摘のとおり、日本全体における資源の減少に加え、海水温の上昇等の影響を受け、近年不漁が続いており、イカ漁を主とする漁業者にあっては、苦しい経営環境にあるものと推察しております。
また、塚本議員からは、これらの要因に加え、マグロによる漁業被害も一因ではないかとのご指摘と、これら有害であるマグロを新たな主力魚種の一つとしてみては如何かとのご質問であります。
はじめに、マグロによる漁業被害につきましては、この間、漁業者より集魚灯に引き寄せられたマグロにより、イカが散るように逃げてしまう。あるいは、マグロに釣り針が壊されたなどの声が寄せられております。このため、ひやま漁業協同組合では、本年度より、マグロ被害の実態を把握することを目的に、各イカ釣り漁業者に対し、被害状況を記録する日誌を携行させたところであり、これらの取りまとめをもって、北海道などの関係機関とその対応について、協議を行うこととしております。
次に、マグロを新たな主力魚種の一つとしてみては如何かとのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、２０１５年からマグロは国際管理下のもとで日本の漁獲枠が設定され、漁業法等に基づき各都道府県に漁獲可能量ＴＡＣを配分、さらに都道府県はＴＡＣ数量管理委員会を設置し、道内各地区に漁獲枠を配分するといった重層的な仕組みとなっております。
令和４年の檜山地区の配分枠ですが、２トン弱と決して大きな枠となっていないことから、この間、ひやま漁協としても、機会あるごとに枠の引き上げを要望していると伺っています。
このように、新たな主力魚種とするには、一定の枠の確保が必要であり、私自身も、行政として執れる行動の中身を検討して参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

（議長）
はい。塚本議員。

「塚本議員」
町長答弁にあった檜山の枠が２．３トン。渡島の枠が３５２トン。非常にこの格差がある。これは、マグロ漁の歴史によるものだと思いますが、簡単に増えるとは思いませんが、管内を挙げてね、この枠の拡大に行政の方も力を尽くしていただきたいと思いまして、２問目、終わります。
続いて、３問目ですが、ヒグマ対策についてであります。
年々、ヒグマの出没回数が非常に増えて、一般町民や農業者にとっても大きな課題となっております。ヒグマの捕獲は、先日も田沢の方でビートの作付け地で捕獲されておりますし、檻による捕獲が一定程度の成果を上げているというのは、私も十分認識しておりますが、町民や農業者の不安の解消には、完全に至っていないという状況にあります。
ヒグマは夜間行動の習性があり、出没の実態を把握することは非常に難しい。そこで、過去に出没したり、又はヒグマの餌となり得る農作物の栽培されている箇所に無人カメラ等を設置して、ヒグマの駆除や被害の防止対策として有効に活用する手段があるのかと思います。
なかなか、檻をすべての危険箇所に配置するというのは非常に難しいので、ヒグマの行動実態をきっちり、これは、道で把握しながら、有効的に再度また檻の数を増やす、あるいは設置場所を、しっかり、捕獲しやすい場所を設置する。こういうことで、私からもこういう提案をさせていただきたいと思いますので、町のお考えをお伺いいたします。

（議長）
町長。

「町長」
塚本議員から、ヒグマ対策に関するご質問をいただいております。
はじめに、道南におけるヒグマの生息につきましては、北海道立総合研究機構の道南地区野生生物室において、調査が継続的に進められており、北海道全体として、ヒグマの個体が増加傾向にあることが確認されております。
江差町においても、ヒグマの目撃や痕跡が、年々、増加傾向にあり、特に市街地においては、家庭菜園の作物の食害など、人家の近くまでヒグマが出没している状況であります。
このため、町では、付近の皆さんに町内会を通じて、注意喚起のチラシを配布するとともに、これらの情報を町ホームページに掲載、更には、町の公式ＬＩＮＥを活用し、町民に情報提供するなど、被害の未然防止に努めているところです。
塚本議員から、無人カメラを設置してヒグマの生息を調査し、それをもとに駆除や被害の防止対策に繋げてはどうかとのご提案がありましたが、まずもって、ヒグマは行動範囲が広いことから、その必要性について、町の有害鳥獣実施隊員などの皆様とも議論

してみたいと思いますし、設置場所によってはプライバシーなどの問題も生じる可能性があることから、慎重に検討を重ねて参ります。
　いずれに致しましても、ヒグマ被害の防止対策にあたっては、人命への危険防止を最優先に、今後も北海道や江差警察署、猟友会などの関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

（議長）
　はい。塚本議員。

「塚本議員」
　最近のテレビ等、札幌市内でも防犯カメラに熊が映っているのが見える。そういうことによって、事前に危険な状況を回避するとか、巡視活動を強化するという活動に非常に有効に使われているということもありますので、今後、それらの会議の中で、十分、協議して、これらの手法についても検討していただきたいと思います。
　以上で、終わります。

（議長）
　答弁、必要。

「塚本議員」
　なし。

（議長）
　いらない。
　はい。以上で、塚本議員の一般質問を終わります。
　１時まで、休憩いたします。

休憩　１１：４７
再開　１３：００

（議長）
　次に、大門議員の発言から許可いたします。

（議長）
　大門議員。

「大門議員」
　私からは、かもめ島キャンプ場のＷｉ－Ｆｉ環境について質問いたします。

最近、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整っているキャンプ場が増えてきています。
テレワークの導入が進む中で、ネット環境があればキャンプ場で仕事をすることもできます。
また、キャンプ場で時間を気にせず、自然の中で、のんびりＹｏｕＴｕｂｅや映画鑑賞が出来るなど新しいキャンプスタイルが楽しめるようになると思いますが、今後、かもめ島キャンプ場にＷｉ－Ｆｉ設置など検討されているのか伺います。

（議長）
はい。町長。

「町長」
大門議員からのかもめ島キャンプ場のＷｉ－Ｆｉ環境整備に関するご質問にお答えいたします。
まず、現時点におけるかもめ島のＷｉ－Ｆｉ環境でございますが、昨年度、島上に整備いたしましたマリンピングのテント施設にＷｉ－Ｆｉ環境を完備し、アクセスパスワードを入力することで使用が可能となっています。
また、手ぶらでキャンプの利用者につきましても、ご希望があれば、そのアクセスパスワードをお知らせし使用いただけますが、Ｗｉ－Ｆｉを受信できる範囲は限られております。
なお、これまでに手ぶらでキャンプ利用者からＷｉ－Ｆｉ利用に関するお問い合わせはいただいておりません。島上におけるＷｉ－Ｆｉ環境といたしましては、基本的にこのマリンピングテントを利用される方のみとなっておりまして、一般の方々がフリーで散策やキャンプをされる場合には、Ｗｉ－Ｆｉをご利用いただけない状況となっております。
そのような中で、一般の島上利用客の皆様にもＷｉ－Ｆｉをご利用いただく方法といたしましては、島上に別途複数のルーターを整備するなどの方法が考えられますが、環境整備に係る初期投資や毎月の利用料金などの費用が発生することとなります。
仮に、かめも島島上のステージ前から島上トイレまでの広場一帯をカバーできる環境を整備するとした場合、ステージに高性能なルーターを２基ほど整備する必要があり、初期整備費用としては概算で７０万円程度、年間の利用料金で１５万円程度の費用が発生する見込みとなっております。
かもめ島の更なる魅力向上に向けＷｉ－Ｆｉ環境を整備することも効果的な施策の一つと認識しております。費用対効果も含め、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
いいですか。
大門議員、いいですか。

「大門議員」
はい、いいです。

（議長）
はい。それでは、大門議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、出﨑議員の発言を許可いたします。
出﨑議員。

「出﨑議員」
はい。
私からは、公園の整備についてお伺いいたします。
先ごろ、公表された公共施設等長寿命化計画の中で。公園遊具施設の実態が明らかにされました。対象７か所の公園は、総じて老朽化が進み、撤去検討対象施設も少なくありません。
私が従事してきたニュータウンの設計では、住区の中心に小学校や公園を置き、住民の交流コミュニケーションの場として活用できるように配慮してきました。その町の開発指導要綱に基づき、開発面積の３％以上の公園用地を確保し、誘致距離を考慮して街区公園、主として児童公園になりますが、誘致距離２５０ｍ、標準０．２５ｈａ、近隣公園、同じく５００ｍ、標準面積で２ｈａ、地区公園を配置してきました。
江差町は古い街であり、必ずしもその要件を充たす必要はないのですが、絶対的に不足していると考えます。
町長が志向する、良好な子育て環境や潤いあるまちづくりに繋がることになると思います。
以下についてお伺いいたします。
１つ目、空き家解体後の空き地等を取得し、住民の身近な位置に児童公園を追加配置整備する考えはありませんか。
２つ目、第６次総合計画では北部地区に安全に子どもたちが遊べる土地の確保を検討することになっていますが、集落ごとに確保を検討すると考えてよいのでしょうか。
３つ目、多くの都市には公園緑地課があります。維持管理体制確立のために、せめて公園緑地の係を置いて対応すべきではないでしょうか。
以上、お伺いいたします。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員の公園整備についてのご質問にお答えをいたします。
１点目、空き家解体後の用地取得による、児童公園の追加配置整備に関するご質問です。
過日ご説明しました江差町公共施設等長寿命化計画公園遊具施設編では、老朽化が進む公園について、予算の平準化を通じて維持管理する旨のご説明を行ったところであり、同様に、町の総合計画における成果指標としましても、既存の公園を維持することを目標値としております。
一方で、少子高齢化と人口減少に対応した公共施設の適正な配置を図ることは、今後検討すべき大きな課題と捉えているところです。
この様な状況において、空き家解体後の用地を取得し、新たな児童公園を整備するという考えは、現状においては難しいと考えております。
２点目の北部地域の子どもたちが遊べる土地の確保に関するご質問についてです。
現在、北部地域において、子どもが遊ぶための一定程度の広さと遊具がある場所といたしましては、江差北小学校前となります。従来、朝日、柳崎両児童館前広場や越前神社前広場などに遊具を配置していましたが、遊具の老朽化により撤去した状況となっております。
ご質問の北部地区における子どもたちが遊ぶ土地の確保につきましては、集落を単位とするものではなく、児童生徒数が減少している状況を十分踏まえて検討すべきものと考えているところです。
３点目の維持管理体制に関するご質問でございます。
現在、公園の維持管理につきましては、４月から１０月までの間、財政課及び社会教育課において公園管理人を配置し、清掃、草刈、施設の状況確認などを行っています。
また、九艘川公園につきましては、建設水道課において地域住民を交えた公園の魅力づくりの取組を複数年間に渡って行っている状況です。
江差町の現状を見ますと、更なる人口減少と少子高齢化が見込まれており、複雑多様化する行政要望への対応や行政運営の効率化を図ることは必要不可欠なものと認識しており、議員ご質問の公園緑地を専門とする部署の創設につきましては、考えておりませんが、引き続き、関係部署や団体等との連携のもと、公園等の維持管理に努めて参りたいと考えております。

（議長）
はい。出﨑議員。

「出﨑議員」
はい。再質問いたします。
係については、当面、考えていないというようなお話だったかと思うんですが、兼務でも構わないと思うんですよね。例えば、都市計画係とかというところで公園緑地も兼

務するとか、なんかそんな方向で、やはり、公園緑地、公園緑地って、今、最近だと、まちづくりの本格的な施設になってきていますから、公園整備というのは、身近なコミュニケーションの場として、やっぱり必要ではないかと思います。
　で、今、江差町ですね、住民が身近で利用できる、いわゆる住区基幹公園としての児童公園って、茂尻公園、７か所の内の茂尻公園１か所しかないんですよ。
　で、まあ都市緑地の九艘川公園、これを今後の整備によってはですね、児童公園的な開発はできるかと思うんですが、いかにも少ないです。
　これ、町の都市計画の中にない事項なんで、しかるべき手続きは必要になるかと思うんですが、長期的展望に立ってですね、そういう用地とかが発生した時にチャンスを逃がさないような、そんな配慮が必要かと思うんですが、その辺、もう少し伺いたいと思います。

（議長）
　はい。財政課長。

「財政課長」
　ただ今、２点について、ご質問いただいかと思います。
　まず、係体制についてです。兼務体制というご提案をいただいていたかと思いますが、現状におきましても、全て私ども、若しくは他の建設課なり社会教育課が単独で物事を進めていくというのは、あまり行ってございません。何かあるごとに情報共有を図りつつ、どのような形でこの物事に対して対処していくのかということでの協議を行いつつ対処させていただいておりますので、改めて今の段階としますと、兼務発令ということではなく、従来どおり、関係各課の情報連携を密にしながら対処させていただければというふうに考えてございます。
　２つ目。児童公園の用地に関するご質問です。
　当初のご質問にもありましたように、空き地ができた時点でそれらの用地を取得しつつ、適切な配置といいますか、公園を増やしていくというようなことかと思いますが、現状におきましても町が管理する空き地というのうは、相当数ございます。
　少なくとも、民間の用地が適材適所であればそれは別なんですけども、現状とすると、もし新たなものを検討するとしましても、既存、私どもが管理している町有地の中でそういうことができないかどうかということになろうかと思いますし、まずもって、それよりも子供たちがどんどん減っていく現状において、如何にこの公園、既存の物を適正に管理していけるかということを考えますと、なかなか、増やしていくということは難しいものかなというふうに考えてございます。
　以上でございます。

（議長）
　いいですね。

はい。以上で、出﨑議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、西海谷議員の発言を許可いたします。
西海谷議員。

「西海谷議員」
それでは、私の方から２問、質問をさせていただきたいと思います。
１つ目につきましては、マリンレジャー等に関する規制についてでございます。
近年、様々な、海を舞台にして楽しむマリンレジャー、マリンスポーツが盛んになっております。かもめ島前浜、えびす浜は、マリンレジャーを楽しむためには、最適の海岸であります。夏になると、海水浴をはじめ、ヨット、ＳＵＰ、ジェットスキー、スキューバダイビング、ウォーターバルーンなど、多くの方々がマリンレジャーを楽しんでおります。
しかし、かもめ島海水浴場の指定区域と同一海水面でのジェットスキーやＳＵＰ等が行われている状況でありまして、遊泳者の方々も危険と感じることがあると聞いています。
全国ではマリンレジャーによる海でのトラブルが社会問題になっている。規制をかけて安全対策を行っている地域もあります。今後の北の江の島構想推進のためにも、利用者相互が安全で安心して楽しんでいただけるよう、事故防止のための規制、またはルール作りが必要かと思われます。如何でしょうか。
また、道の駅繁次郎の駐車場では、時期になりますと、海岸でキャンプやジェットスキー等をする方々の駐車場となり、道の駅利用者に大変不便をかけている状況にあります。解決に向けた対策が必要と思われますが、如何でしょうか。

（議長）
町長。

「町長」
西海谷議員からのマリンレジャー等に関する規制についてのご質問にお答えをいたします。
かもめ島周辺においては、北海道江差観光みらい機構が４月から１０月末まで事業を実施している、かもめ島マリンピング及び体験プログラムとしてのウォーターバルーンやＳＵＰ体験などが提供されております。
また、江差町が夏休み期間中、１か月程度開設するえびす浜前浜海水浴場なども併せて、かもめ島周辺は、冬期間を除いてマリンレジャー等で賑わいを見せております。
議員ご指摘のとおり、近年、各地域において、海域や河川でのマリンレジャーの迷惑行為や事故などが増加している傾向にあり、水域利用者へのルールやマナーなど安全対

策が求められております。
北海道においても、水難事故等を未然に防ぐことを目的として、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例が施行されており、海域河川湖沼などプレジャーボート等が航行できる水域において、海水浴場などでの遊泳者がいる場合など、水上交通の安全を図り、もって水域利用者の生命身体及び財産の保護に寄与しなければならないとされております。
町では毎年、海水浴場を開設するにあたり、北海道へ届け出を行い、海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づき運営を行ってきたところでございますが、要綱にも利用者の遵守事項として、遊泳区域内にはモーターボートや水上オートバイ、サーフボード等、またはヨットを乗り入れないことと規定されており、ＳＵＰにつきましても、サーフボード等と同様に取り扱かわれるものとなっております。
海水浴場を開設する際には、こうした遵守すべき事項について、看板表示や監視員による啓発等を通じ、利用者が安全で安心して楽しめる環境づくりにより一層努めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。
また、道の駅江差の駐車場利用についてのご質問でございますが、道の駅駐車場の利用については、道路利用者が２４時間いつでも利用できる駐車場休憩施設という位置づけになっております。そのことによりまして、キャンプやジェットスキー等をする方々などを特定しての駐車制限は難しい状況にはありますが、例えば、駐車スペースではなく道路敷地に長時間駐車し、他の利用者に不便をおかけしているケースなどは、江差警察署へ通報の上、出動いただきながら、連携体制のもと対応を図っていくことを協議させていただいているところございます。
また、道路利用者の皆さまが気持ちよく駐車場を利用できるよう、最低限のマナーやルールについても、区域内に表示するなどの対応を図りながら啓発に努めていきたいと考えております。

（議長）
いいですね。
はい。西海谷議員。

「西海谷議員」
なかなか、江差町だけではですね、これらの問題、解決するのは１００％なかなか難しいと思います。従いましてですね、海であれば海上保安でしょうし、それぞれ道の駅であれば、あそこは開発局になるんですか。そういうような部分の連携を含めてですね、しっかり対策をとっていただきたいと、このように思っております。
２問目、入ります。
それでは２問目、財政基盤強化に向けたふるさと応援寄付金ふるさと納税の取り組みについてご質問させていただきます。
令和３年９月、第３回定例会で財政基盤強化の取り組みとふるさと納税について一般

質問をさせていただきました。答弁といたしましては、財政基盤強化担当職員、また、ふるさと納税専門員を配置し、財政基盤強化に向けた成案をまとめるということでございました。それをもって、本年２月財政課の方から、財政基盤強化に向けた取り組みが示されたところでございます。

そこで、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の増額対策について質問をいたします。

ふるさと応援寄付金目標２億円、令和４年度は１．５億円を目指すと記載しております。

目標達成のための６項目、一つ、積極的なＰＲの取り組み、二つ、返礼品の訴求力向上の取り組み、三つ、返礼品の掲載数の増加の取り組み、四つ、返礼品数量の確保と出品数を増やす取り組み、五つ、返礼品の拡充支援の取り組み、六つ、職員体制の見直しと業務の外注の検討の取り組み、この６項目の取り組みの現状と今後の見通しをお伺いいたします。

（議長）

町長。

「町長」

西海谷議員からの２問目、財政基盤強化に向けた取り組みに伴う、ふるさと納税の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本年２月に作成しました、財政基盤強化に向けた取り組みにおける歳入関連の取り組みにおいて、ふるさと応援寄附金目標２億円、令和４年度は１．５億円を目指すことをお示しさせていただきました。

議員からは、目標達成のために掲げた６つの項目の取り組み状況と見通しについてのご質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、今年度の現状と今後の見通しでございます。８月３１日までの寄附額を前年度と比較すると前年度が１，１７２万１千円に対しまして、令和４年度は２，８００万円を超え、対前年比で２．４倍となっております。前年度のご寄附いただいた総額が、７，５５９万８千円でございますから、この伸びの調子で単純に推計した場合、今年度寄附額は１億５千万円以上となります。

しかしながら、ご寄附いただく皆さんは１１月から１２月に集中し、江差町でも昨年度は寄附額全体の５１％がこの２か月間でしたので、当該期間でどれだけの皆様にご寄附いただけるかがカギとなって参ります。

次に、歳入強化に向けた６つの項目に関する取り組みに関してでございます。全項目で強化を進めておりますが、ここではそのうちのいくつかについてご紹介をさせていただきます。

寄附金の増加を図る上では、魅力ある返礼品をその魅力を伝えられる描写でたくさんの方々に知っていただき、他の町と比較しても江差を応援したくなる。また、地元対策としては人気のある返礼品は、可能な限り売り切れにならないための対策を取る。そう

いった取り組みが必要となります。
　返礼品を多くの方々に見ていただく取り組みといたしましては、ふるさと納税返礼品を取り扱うポータルサイトをこの半年で３業者増やし、１２月にも１業者追加を予定しています。これにより、全国のふるさと納税で地方を応援しようと考えてくださる皆様の目に触れる機会が増え、新たに開設した３つのサイトでの寄附額は、８月末で１千万円強となっており、この金額がそのまま今年度の寄附額の増加につながっています。
　次に、積極的なＰＲの取り組みといたしましては、ふるさと納税に興味のある方々が目にする媒体に絞り込みながら広告を出しています。例えば、今年４月に江差町として参入したポータルサイトの寄附額の推移として、５月は１８万円、６月は３２万円でしたが、広告として６６万円の広告を出したところ、７月の寄附額が３００万円に伸びています。加えて、何よりもこういった業務をやりきるための人材の確保です。職員体制として、４月から会計年度職員を２名体制といたしました。昨年度採用した職員に関しましては、過去に広告関連会社に勤務し、写真や文章で商品の魅力を伝える仕事をした経験者であり、寄附者への訴求力の向上の担当として、また、一方、今年度採用した職員は、日常的に発生する返礼品生産事業者や寄附者と町のパイプ役を担いながら、今年度の寄附目標額である１億５千万円を目指しているところです。
　また、ふるさと納税の寄附額を高める目的は、町の歳入増だけではなく、江差で事業されている方々の所得向上もその一つです。１人でも多くの事業者がふるさと納税に興味を持っていただき、返礼品事業者としてチャレンジしていただきながら、生きがいづくりと所得の向上につなげていただけるよう、新規事業者募集も併せて力を入れてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
　西海谷議員。

「西海谷議員」
　再質問。
　大変頑張っているとお聞きいたしました。
　私はですね、この６つの項目の中でですね、一番気になるのが、増税に向けての取り組み６項目の一番は、返礼品の拡充支援、ここが一番肝なのかなと思っております。
　まず、優良で本当に人気のある、まあ北海道ということでは、総じて海産物、農産物、その地元での安定して、その商品として出品ができない。加工品としてですね、数年出品したくても、地元で加工できる業者が少ないということ。そして、あってもですね、小規模で設備が十分でない。そういうような問題があるのではないかなと思っております。
　それらの加工業者に対しましてですね、やはり、地元でしっかりとですね、二次加工できる体制を作る、そういう早急な支援策を検討するべきではないかなと考えております。もし、現在で具体的な策があればですね、お答え願いたいと思っております。

それと、大変、ポータルサイト、充実しております。商品もたくさんありました。その中でやはり、時期にもよりましでしょうけれども、人気のあるもの、ないもの、それぞれあると思うんですよ。それらのですね、商品の選択、それから、場合によっては出品の見直しということにつきましてはですね、どういうタイミングで、どういう判断で行われているのか、お聞き、願います。

（議長）
はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
２つの再質問をいただきました。まず、返礼品の北海道らしい海産物水産物、そこの二次加工に関する支援ということだったと思います。その点に関しましては、昨年度、早々に品切れするような物がございました。鮭、イクラ、こういった物に関して、返礼品を扱って下さる事業者も、実は非常に資金的に厳しい部分がございます。そういうところをまず１回支援してみながら、鮭、イクラをたくさん、こう加工していただくと。来年度に繋げていただくと。今年、まず、それをやっていただいて、そこを支援しながら来年度に繋げていくということで、事業者の自信の方を繋げてきたいなと思っています。
また、実は先程言った、議員あったように、加工業者、数少ないです。そういう意味では今年から、１事業者、個人事業者ですけども、実施したいという方がおりまして、うちの担当職員がサポートしながら加工場の手続きをし、今、返礼品事業者へなってきております。
そういった形で、町民の中からチャレンジしたいという方がおられましたら、町としてしっかり支援していく、そういう体制は今後も作っていきたいと思っています。
また、返礼品の見直しのお話がございました。議員おっしゃるように、確かに、今、品切れだとかという部分が非常に多くなってございます。ポータルサイトをたくさん増やすことによって、事務作業が非常に増えてきますんで、事務方としては、今、なかなか返礼品として出ないような商品に関しては、いずれかの時点でしっかり見直しをしていきたいと考えています。もちろん、一気に切るのではなくて、返礼品として選ばれないというところに関しては、その製造事業者と協議しながら、それを改善する余地があるのか無いのか、そういうところは、また支援していきたいと思いますんで、ご理解いただきたいと思います。

（議長）
いいですか。いいですね。
はい。以上で、西海谷議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、小野寺議員の発言を許可いたします。
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい、それでは、今日３点あります。
まず最初であります。
午前中の前段で、町長の方から所信表明がありました。もちろんこれは、来年すぐというのもあるかも知れませんし、今後４年間という太い柱というふうに受け止めておりますが、何点か質問したいところもありましたが、この点について１点、絞ってお聞きしたいと思います。
町長の表明の中で、大きい２番目、子育て、教育環境の充実という項目があります。
この中で、子育て世帯に対する住宅新築、それから中古住宅購入、また既存の住宅増改築への財政的支援ということが触れられておりました。
それで、私特に子育て世代への支援ということになりますと、まあ一般的に、もちろん財政的な面で、すぐやれる、時間をかけるというものがあるかも知れません。まあ、私どものような高齢者施策も含めて、多少時間がかかるなというのも、それはあるかも知れません。ただ、今ここで言っております子育てという世代に限って言いますと、本当に子ども達、１日とも言えない、１日が１日年を取り、１か月、１年、また違った自分たちの生活環境になるわけです。
この、町長の、財政的支援というふうにしっかりと言っております子育て世帯対策。これは、私は、新年度の事業として是非とも実現していただきたいと思っております。このことについてまずお聞きしたいと思いますが、併せて、ここの表題にも書いておりますが、住宅リフォームとの関連であります。
この間、何回かこの場、若しくは全員協議会等でも縷々、まあ町長からも話ありました。この間、私も一般質問等で、町長が最初にこの場で、町長としていろんな施策を展開するときに、住宅リフォーム助成についても、私の長年のこの間の提案についてしっかりと受け止めていただいて、町の太い柱として実行していただきました。
この間、この制度については一定の期限を定めてやっていきたい、で、それが、実は昨年度で、今年、このコロナの関係で、もう予算も付いたということで、前回も説明ありました。
で、この間、何回かこの住宅リフォームの問題について、どういう状況か、江差町としてどういうふうに使われているか、などもやり取りさせていただきました。特にこの２年、３年、コロナとの関係もあって、本当にそれまで以上に、小規模事業者にとっては大変な、大きな支援策になっていると思います。
今後、コロナの関係が仮に収束したとしても、もちろん早急に収束していただきたいんですが、とは言いながら、小規模事業者の困難性は引き続き続いている問題だと、私は思っております。
改めて、この場で何回も言っておりますが、他町では、例えば条例等つくって、恒久的な

施策として、小規模事業者等に支援をするという意味で、住宅リフォームを助成しているということを紹介させていただきました。
改めてこの問題、子育て世帯と併せて、この住宅リフォーム事業も継続するという点を町長に要求していきたいと思います。町長の答弁を求めます。

（議長）
町長。

「町長」
小野寺議員の１問目、「住宅リフォーム事業及び子育て世帯の支援策について」のご質問にお答えをいたします。
私は「子どもは地域の宝」という思いで、これまでも高校生以下の医療費の無償化や給食費の完全無償化のほか、「江差町子ども未来応援事業」などといった政策を具現化して取り組んでまいりました。
この度、３期目のスタートにあたりまして、安心して子育てをするためには住環境の整備も重要な要素であるとの思いから、少しでも子育て世帯の負担軽減を図るとともに、移住、定住対策促進としての視点からも、子育て世帯の住環境整備への支援を施策のひとつとして掲げさせていただいたものでございます。
今後、具体的な支援に対する制度設計や施行時期などにつきましては、関係各課で議論を積み上げたうえでお示しできればと考えていますので、ご理解いただければと思います。
また、現在実施しております住宅リフォーム事業でございますが、平成２７年度から令和３年度までの７年間実施いたしまして、昨年度でひと区切りということにしたところでございます。
しかしながら、長引くコロナ禍により、未だ町内の経済活動にも少なからず影響もありますことから、今年度につきましては町内事業者への緊急経済対策として、地方創生臨時交付金を財源に充てることが可能であったこともあり、５月１７日開催の令和４年第４回臨時会で補正予算の議決をいただき、現在事業を実施しているところでございます。
今年度の状況でございますが、現在、５千万円の助成券の販売に対しまして、約８割の購入申請をいただいているところでございます。
また、来年度の事業継続についてでございますが、今年度の事業の実施状況から今後の需要の見込みや地域の経済状況、特に財源の確保など総合的に見極めながら判断して参りたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

（議長）
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
　まあ、この間、何回かやり取りさせてもらった部分の延長の部分も、正直あるのかなという気、しております。
　それで、新年度の予算編成、これから拍車かかると思いますが、改めて、私、先ほども言いましたけれども、恒久的な施策ということの、その、何故、何度もこういうふうに言っているかということ、今一度ちょっと再質問でさせていただきたいと思うんですが、小規模事業者に対する支援、もちろん建設、土木以外のいろんな小売店等の関わり合いも含めて対象業者いらっしゃると思うんですけれども、まあ一番多い、直接工事入る建築関係、これは、江差町でだいたい、経済センサスをちょっと調べましたが、５０近く事業所あるんでしょうか。で、そこに働いている従業員が２５０人前後でしょうか。いろいろ統計見ますと、実態本当に、地域で見ても実感するんですが、ひとり親方、従業員が一人とか２人とか、というところ、そういう小規模事業者、本当に困難を抱えてやっております。
　で、先ほど塚本議員からも災害の話ちょっとありましたけれども、例えば、災害の時に、建築でも土木でも、すぐその対処に出て行く、それは、そういう地域の事業所の方が本当に大きな力を果たします。その小さな事業所も含めて、本当に困難の中で継続的な仕事ができなくなって本当にどうするのか、まさしく災害対応についても困難性が増えてくる。
　それを考えると、もちろん住宅リフォームで全てが解決するとは言いませんが、町として支援する施策の一つとして、大きな力があると思うんです。
　で、改めてちょっと再質問というかたちでお聞きしたいと思うんですが、これは担当課長かと思うんですけれども、そういう、先ほどもちょっと紹介、町長からもありましたが、どの程度、そういう規模の小さいところも含めて仕事が回っているか、ちょっと統計的な部分で、もしわかれば教えていただきたいなと。
　で、そういうことも含めて、しっかりと新年度の事業に結びつけていただきたいと思いますが、ちょっと統計的なものあれば教えてください。

（議長）
　はい、建設水道課長。

「建設水道課長」
　小野寺議員から住宅リフォームのですね、小規模事業者にどれぐらい仕事が回っているのか、統計的なものということのご質問でございます。
　先ほどの町長答弁でもございましたけども、リフォーム事業につきましては平成２７年から昨年度、令和３年度までで７年間実施しているところでございまして、この７年間の中で、実施件数でございますけども、毎年その年度の集計をしておりまして、全体で実施件数につきましては延べ５３５件の事業が実施されてございます。
　また、実施した業者数でございますけども、現在登録されている業者が５４社ございまして、このうち４５社がこのリフォーム事業を行った実績がございます。
　業種は様々でございますけども、このうち受注件数がやっぱり最も多いのがですね、建

築業者でございまして、全体の４５％程度を占めているところでございます。
その次に多いのがですね、塗装業者でございまして、それが３２％ぐらい占めてございます。
これ両方合わせますと、７６％ぐらいになるんですけども、その多くが小規模事業者となっているところでございます。以上です。

（議長）
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい、わかりました。いずれにしてもそういう裏付けも含めてしっかりと小規模事業者の支援策として継続していただきたいと思います。
２問目に移ります。
２問目は、先ほども少し出ました、６月末の大雨、豪雨に関して２点、お聞きしたいと思います。
それで、今回の雨、まあ豪雨と言いますか、これは直接的には、その大雨によって厚沢部川が氾濫するかも知れないということで、具体的な避難指示がありました。
江差町の地域防災計画にもありますが、国の方では、避難指示、災害によってはなんぼかに分かれていて、なかなか統一した避難指示が無いねというのが大きな課題でした。で、それが国の方でレベル１、２、３、４、５。まあ４の段階で避難指示、３で高齢者が避難、こういう、まあある意味すっきりしたかたちで形作られた避難指示の、江差としては初めてだったと思います。
それで、やはり災害対策、これはこれでまたちょっと大きな部分があるんでしょうが、避難。まず我々町民、また議員の立場でこの避難の事が真っ先に大きな課題だと私も思っております。
で、今回、避難指示、６５３人で実際に避難した人が２０３人でしたか、データで出ておりますが、これは本当に、いろいろ新聞、マスコミ等で、いろんな地域、１割、２割とか数パーセントとかという状況から見れば、これは本当に皆さんの、また地域の、この間の訓練、対策等々の数字が表れていたのかなという気がしております。
ただ、改めて細かいところもこれから、先ほど、新しく地域計画を見直すということなので、質問として取り上げたいと思いますが、避難指示、どういう手段で周知したのか。答弁によってちょっと再質問させていただきますが、なかなか私も何か所か、何人かちょっと聞きましたが、細かいところまでちょっと手が届いてないとこもあったのかな、という気もしております。まず１問目として、どのような手段で避難指示、周知されたのかお聞きしたいと思います。
で、これが１つ目。
で、これは先ほど言いました、大雨が河川で、厚沢部川で、もしかしたら氾濫するかも知れないという部分でありましたが、ちょっと２つ目で、まあ河川とは少し、ちょっ

と離れて行って、まあ町場、まあ河川の氾濫までは行かないけれどもという部分で、しかし大雨で、よくあるのは、市街地、道路等の雨が、結果的にはしっかりと道路排水等で飲み込めない、それで住宅地等で浸水する、まあこういうケース、この間、何回かありました。

この１０年近くでしょうか、データを見ますと、江差町の雨量、それほど大きな雨量にはなっておりません。

ただ、私議員になってから、この１０年の、もうちょっと前の１０年では、例えば1日の降水量、例の１９９５年、平成７年の、河川が氾濫し、それから家屋が床下浸水、あのとき２００、３００近かったでしょうか。のが、平成７年、１９９５年でしたが、あのとき１日降水量１７３ミリ、１日ですね、１７３ミリ。これは、江差町の過去最高の降水量でした。で、その後も、もう５、６回、過去の２番目に多かった、７番目に多かった、５番目に多かったというのが続けて江差町でありました。１６９ミリ、１４５ミリ、１２４ミリ。ですから、１００ミリ以上の１日の雨量で、私のこの間の体験でも本当に、道路の河川がきちっと、側溝に飲み込めないで住宅、町営住宅などのところで床下浸水なるんではないかということが度々ありました。

で、今回の雨でも、局所的には非常に心配なところも見受けられました。それで質問ですが、私は、今の少ない雨量で安心なんてしてないと思いますが、先ほどちょっと申し上げました、過去最高の雨量なども想定した、若しくはその何倍とか、そういう部分での対策ということもしっかりと、この市街地など、道路側溝等の対策ということが、私は必要ではないかなというふうに考えますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

以上、２点です。

（議長）

はい、町長。

「町長」

小野寺議員からの２問目、豪雨大雨対策についてのご質問について、２点についてお答えいたします。

１点目の６月末の避難指示はどのような手段で周知したかということでございますけれども、北海道防災情報システムを通じ町内の全携帯電話に緊急速報メールを発信して周知いたしました。

このシステムで発信すると、災害情報共有システム、いわゆるＬアラートにおいて全国の防災情報が集約されるとともに、テレビ、ラジオ、ネットの防災アプリなどの各メディアでも情報が表示されることとなっています。また、町公式ＬＩＮＥでも発信いたしました。

高齢者等避難の発令の際は、高齢あんしん課を通じて各町内会長と民生委員への連絡とケアマネジャーに協力を要請し、避難行動要支援者名簿に登載されている方や町内会

で把握している一人暮らしの高齢者の方など、避難に時間がかかる方に対し早めの避難をするよう呼び掛けてもらい、避難指示を出した水堀町、越前町、中網町、小黒部町の４区域に関しましては、職員が全戸にチラシを配布することで避難指示が発令されたことを伝えたところでございます。

２点目の道路排水についての質問でございますが、議員ご案内のとおり、近年の降雨では短時間で集中して降る、いわゆるゲリラ豪雨のほか、線状降水帯の発生に伴い同じような地域で強い雨が長時間降り続くなど、全国各地で大雨による災害が発生しており、江差町といたしましても、大雨などの注意報、警報の発令の際には、適宜出される様々な気象情報を常に注視し、庁内関係課での情報共有にも努めているところでございます。

道路排水の状況でございますが、これまでも大雨の際に溢れるような箇所につきましては、断面の大きな排水溝へ取り替えるなどの対応を行ってきたほか、特に江差町は地形的に坂道が多く坂道の流末で溢れることが過去にはございましたことから、横断側溝の設置や排水ルートを分散させるなどの対処により改善を図ってきたところでございます。

しかしながら、先程申し述べましたとおり近年頻発する異常気象に伴う豪雨により、これまでに経験のない雨量となることも十分想定されますことから、今後につきましてはこれまで以上に防災担当との横断的連携も強化しながら、住民への情報提供や応急措置としての土嚢の事前配置なども行うほか、降雨時の道路パトロールなどにより現状把握に努め、改良などが必要な箇所につきましては、できる限り対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

（議長）

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。最後の２つ目については、是非迅速な対応をお願いしたいなと思っております。

それで、ちょっとこの場で２点、再質問をさせてもらいます。

最初に、その最初の方、避難指示の関係なんですが、確かに町長おっしゃったとおり、こまめな、特にあの水堀地域は本当に感心するぐらい、個々の方々からも聞きました。行われているということについては私も実感しております。

そこで、先ほどの町長の答弁の中にもありました。避難行動要支援者等々。全てが、全てってなかなか難しいかも知れませんが、本当に、その避難行動要支援者、またはその、そもそも避難行動要支援者名簿に必ずしも登録されていないけれどもリスクが高いと思われる高齢者、障がい者も現実にはいらっしゃいます。で、そういう部分を確実に、どうやって避難を進めていくか、ここが今、これからの見直しということにもなるのかも知れませんが、大事なところだと思いますし、国の防災会議等々でもここが常に議題として出ているところであります。

実は、現在の江差町の計画の中にもあります。避難行動要支援者の個別避難計画。つまり、一人ひとり、Ａさん、Ｂさん、Ｃさんは、どうやって避難するかということを、まあ策定するということにはなっていますが、これはまあ江差町だけでなく、全国的にも似たり寄ったりの状況も無い訳じゃありませんが、しかし、これは大事なことだと、国でも、もう今そこに着目しておりますね。個別の、一人ひとりの避難計画、これを私は見直しと合せて、若しくはそれよりも個別には先に進めるべきだと思いますが、この点についてまず１点お聞きしたいと思います。

それから２点目で、いま、その避難指示、避難指示があって、私はかなり、江差としては実績としてはすばらしい、全体的には数字だなあって、私としてはまあ受け止めていますが、それがどうしてそうなったのかということについては、きっとその地域・地域の避難訓練など日常的な取り組みがあったんだなと、そこまで私聞いておりませんが、まあ正直、私、自分自身の地域のことも実は頭にあります。そこまで出来たんだろうかと、率直な考えを持っております。

まあ改めて、いつ何時あるかも知れません、雨だけではないですね。今後とも町と地域一体となった避難訓練の積み重ねが私は必要だと思いますが、改めてこの点についてもお聞きしたいと思います。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

ただいま小野寺議員から、２点のご質問ございました。まず避難行動要支援者の個別避難計画、それから避難訓練に関しての２点だったかと思います。

１点目の個別避難計画、まあこちらの方、推進ということで、取り組みの部分をご質問されたのかなあと思うんですけれども、今回の６月の大雨の避難指示、これらの対応につきましては、先ほど、まあ塚本議員の一般質問のご答弁にもあったかと思うんですが、対策本部のほか対応した各課、あるいは従事した職員、それらの方々から、例えば避難所運営、例えば避難指示等々いろんな場面におきましての振り返りを行いまして、今後検証し、繋げていくような取り込み、こういったことでただ今進めているところでございます。

その振り返りの中でですね、避難行動要支援者、こういった方につきましては、小野寺議員ご指摘のとおり個別避難計画、これがあった方がスムーズだったよねと、まあそういった声も反省点として現実問題あげられてきたことは確かでございます。

その個別避難計画でございますが、今年度、まあ町防災計画の見直し、こちらの方を進めているという、これまでもご答弁しておりますが、これまでの防災計画の中でも、策定するとはしておりましたが様式までちょっと定められてなかったんです。今回見直しの中で様式を策定する予定としてございますので、具体的に進めていきたいとは考えております。

ただ、小野寺議員ご承知かと思うんですが、要支援者の方だけでも２００名前後おりま

す。計画を策定するにいたしましても、役場だけで出来ない、役場と本人だけでも出来なくて、ケアマネさんや町内会、そういった協力をもとに共に作り上げていかねばならないというため、時間もかかる等々ございまして、進んでいない状況であるのが現状でございます。

しかしながら今回のこともありましたので、関係課と連携して１件でも２件でもと言いますか、何件かでも、今後、具体的に策定をしていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

それから２点目。避難訓練のご質問です。

まあ改めて重要性が認識され、積み重ねが必要だということに関しましては、当然、私たちも同様に考えているところでございます。ただ、全町内会を直ちにという訳にいかないというところは、第２回定例会の小林議員の一般質問でも確かご答弁させていただいたと思うんですが、ちょっと数年にかけて実証していきたいなと考えてございます。

近々におきましては、柏団地町内会の方に打診をしており、今月２５日に訓練を実施する予定でございます。

また、水堀町内会さんの方からは、今回の避難を踏まえてということなのかどうかわかりませんが、１１月１２日に訓練を実施するので役場の支援をお願いしたいと、このように依頼をされたところでございます。

町といたしましては、今後につきましても各町内会に働きかけるなどをしまして、実際の訓練なのか、例えば図上訓練なのか、例えば、今回ハザードマップに同封しました行動計画の作成、そういったかたちなのか内容は別といたしましても、各町内会にやっていただけるよう働きかけをしながら取り組みを進めてまいりたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

（議長）

３番目。はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、わかりました。是非、頑張っていただきたいと思います。

で、最後、３番目です。森林問題を取り上げました。ちょっと私、一般質問では久しぶりかなと思うんですが、何故、森林問題を、森林整備ということで取り上げたかですが、町長の執行方針の中にも、実は最後に近く５番目、地域資源である風を生かすゼロカーボンシティということで、再生可能エネルギーの問題を取り上げております。

これは、基本的には気候変動問題ですが、私は、これを考える場合に、山の問題、森の問題、林の問題、これもしっかりと整備することが、これに今の町長の言っている気候変動問題につながる、これが１点です。

で、もう２点が、先ほどの質問でも取り上げましたが、災害対策。森を守ることが防災に繋がる、木をしっかり、森をしっかり守ろう、それが災害を防ぐ一つにもなる。

で、もう一つはもちろん全体的な環境保全ですが、山を守り、川を守り、結果的には海

を守って、魚を、資源を守っていく。
ですから、森の問題というのは本当に、一つを取り上げれば３つも４つも出てくる問題で、改めて今回、国の法律、森林経営管理法というのが出来て、今年で４年経つんでしょうか。あと来年、再来年、本格的にこの森林経営管理法が具体化します。
で、その上で江差町がどういうふうなことを取り組むのかということもありまして、以下、３点お聞きします。
で、まず１つですが、先ほど言いました、国の新しい法律、森林経営管理法の中で、まずはそれぞれの地域、市町村の私有林の所有者が、どういうふうに今、自分たちの山を、木を、管理しようとしているのか、育てようとしているのかということをちゃんと調べましょうということが、今、事業として走っております。
で、まず１問目として、江差町の私有林、民有林。所有者、調査します。その調査の対象者で、今一番問題なのは、町外、不在地主、不在所有者がなかなか掴めないねえとか、どうしているのか、どう考えているのかねえというのがありますが、その部分もちょっと教えていただきたい。
それから、今のこの調査、進捗状況。昨年、江差は昨年から、昨年、今年、森林組合を通して所有者への調査を始めておりますが、全国的にはもう既に、その調査の第１回目、まあ数年かかるということでですね。去年ももう既に調査の第１回目、調査の結果を報告している自治体もあります。今年も既に中間報告的に発表している自治体もあります。
江差町はどうなっているのか。まあ、森林組合に委託していますので、その委託でどうなっているかということになるんでしょうか。まず進捗状況、お聞きしたい。
それから、この調査、先ほど言いました法律に基づいて、お金、森林環境税、来年、再来年ですか、それぞれ税金がかかって、その税金を地域・地域によって面積、人口等々で、森林の面積等々でお金が使えるようになります。今は譲与税ということで国からお金が来ていますが、結果的には、そのお金を使って、しっかりと森林所有者の山の管理をどうするかということが、具体的な、そのお金を使って、事業が、市町村で、この江差町でも始まります。つまり、調査をいつまでやって、いつからその事業始まるかということも、山の管理としては大事な問題であります。
まあ、このまず３点、ちょっとお聞きしたい。これが１つ目。
で、２つ目です。
今、少し説明しましたが、結果的にこの法律で求めているのは、調査した、された森林所有者が、自分ではもうできないわ、自分ではもうその山はいいわという方もいらっしゃるかも知れません。その場合は、市町村が、我が江差町が矢面に立ちます。法律で。江差町がその森林所有者になり代わって、まあ法律的な手続き取りますが、その山の経営管理をしなければならない仕組みになっております。まあ、そのためにさっき言った森林環境税を使うということになるんですが、その時に、本当に山に詳しい、森林経営に詳しい専門職、それが江差町ということになるか森林組合ということになるのか、まあいずれにしてもしっかりと体制整備、必要が迫ってくると、迫られると思うんですが、いま現状どうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それで最後ですが、実は江差町は私有林だけではありません。まあちょっと国有林は別にして、国有林は国有林でちょっと問題があるんですが、町有林、今回の補正でも出ておりますが、桐の木を使って活用事業が提案されております。

江差町、けっこう大きな町有林があります。適正な伐期齢、まあこの伐期齢というのもちょっといろいろ問題あるんですが、に達している町有林の樹木もあると思います。

今後も桐の活用と同じように、いろんな活用方法があるかと思うんですけれども、その点についてどう考えているかお聞きしたいと思います。

以上、３点です。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員から、森林整備に関して３点にわたってのご質問をいただいております。

はじめに、平成３１年度に、森林の経営管理を確保し林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とする「森林経営管理法」と、また、併せてこれらの施策の財源となる森林環境税及び森林環境譲与税といった税制改正がセットで施行され、町では、令和３年度から「森林経営管理制度取組推進事業」として、檜山南部森林組合に、地域林政アドバイザー業務と森林所有者意向調査業務を、森林環境譲与税を財源に委託しております。

ご質問の１つめ、森林所有者への意向調査の対象者数、進捗状況、調査の終了時期に関してでございますが、対象者数は、町内１６１件、町外１０１件の計２６２件であり、調査の期間を５か年としております。

また、業務の進捗状況についてでありますが、昨年、民有林の森林所有者のうち、森林経営管理計画の未策定の者の抽出を行ったところであり、本年度からアンケート調査を始める事としております。

次に、森林経営に詳しい専門職の配置に関するご質問でございます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、町では令和３年度から地域林政アドバイザー業務を檜山南部森林組合の構成町である上ノ国町と共同で委託しており、これまで民有林の伐採等に関する指導や町有林の管理業務への助言等を受けております。

最後に、積極的な地場産材の利活用に関するご質問でございますが、議員ご承知のとおり、本年度から地場の桐材を活用した“誕生記念品の進呈”事業をスタートさせました。

町では、今後も公共施設の一部に、或いは公園のベンチなど、地場産の間伐材の活用に向け取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい、では再質問いたします。
たぶん、答えるとすると担当課長だと思いますんで、あっちですね。
わかりました。町長の答弁わかりましたが、理由はわかりませんが、私の知っている、まあ全体像を掴んでいる訳じゃありませんけれども、ちょっとなかなか進みとしては、調査の進みとしてはちょっと遅いのかなあというのが、ちょっと率直な感想ですが、ただ、ちょっと森林組合との関係ありますので、あんまりそこまでは突っ込んで聞きませんが、それで、現時点で、これから調査の内容、まだきっと分かってないんですね、今の状況ですとね。
ですから、これからだと思いますが、現時点で担当の方でどう考えているかということでちょっとお聞きしたいんですが、一つは、先ほど言いました、町が今度、矢面に立つ。もう間違いなく矢面に立ちます。今までは、森林組合に任せればいいという、まあちょっと言葉悪いでしょうか、森林組合にお願いしていたという部分が、江差町も一緒になってやらなければならないという点で、江差町としても、もう、あと森林組合にお願いねということにならない。
江差町が、例えばその先ほど出た、半分近く、あ、４割ぐらいでしょうかね。１６１人が江差町内、１０１人が町外。この方々に積極的に森林経営の管理をしてもらうという観点で、どうやって迫っていくのか、これも凄く大事な点だと思うんです。
もちろん、町だけということじゃなく、江差町と森林組合と、ということなんでしょうけれども、これからお金は江差町が執行するお金になりますので、江差町としてきちっとした基本的な考え方、私は持つべきだと思うんですが、その点、前段で私言いました、本当に森林所有者に山の大切さをしっかりと理解してもらう点と、山を持っているとそれなりに収益はあがる、収益があがらないと、もしかしたら放置しているということもあるんでしょうか、断言はなかなかできませんけれども。
そうしますと、その点についてもしっかりと伝えていく必要があるんじゃないかなと。
いま、例えば伐期齢が５０年だから、５０年経ったら切りましょうということを国では言っていますが、実は、それなら駄目だという部分もありますよね。伐期齢が５０年でも、７０年、８０年、１００年、しっかりと成長させて、一定程度経済性が大きくなったときにしっかり売りましょうとか、まあ、どういうふうに、お金にもなるんですよということがなかなかわからないと、森林の経営管理ということは進まないんじゃないのかなと言う気がしますけど、まあ、その点、町単独ということにはならないと思いますが、森林組合とどのように進めて行こうとしているのか、まあこれから当然迫られる問題なので、現時点でお聞きしたいと。
あと、最後です。
先ほど町長から、専門性ということで私お聞きしました。林政アドバイザーを、昨年、今年、国のお金を使って森林組合に委託しているということでした。
それでちょっと調べましたが、１年間で１６５万でしょうか、今年、去年、同じ金額か

なって気がするのですが、森林組合の多分３人に、結果的には人を増やすのではなくて、現在いらっしゃる森林組合の３人の方に上乗せして、頑張ってくださいねと、国が色々定めております林政アドバイザーの仕事の内容を、それをやってくださいねということで、していると思うんですが、これはこれで、今後、仕事がきっと増えるかも知れない等々のことも含めて、担当課としては、現在のこの予算のお金を使った林政アドバイザーの配置で、今の、これから出てくるであろう仕事について、十分機能としてその専門性も果たせるというふうに見ていらっしゃるのか、若しくは、もっと違った、林業に関する専門性についても考えなければならないということもあるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、２点です。

（議長）

産業振興課長。

「産業振興課長」

小野寺議員から２点のご質問でございます。

まず初めに、ちょっと前後しますが、林政アドバイザーの関係でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、令和３年度から森林環境譲与税を活用して林政アドバイザー業務を森林組合の方に委託しています。

これは、町にそういった専門職がいないということ。また、森林組合の職員が研修を受けまして、その資格を有しているということ。こういった事情からですね、委託をしております。

で、意向調査これからどうやって進めていくかということなんですが、まずはこの２６２件の対象者にアンケートを送付しまして、その回答をまず分析していかなければならないと思っています。で、その中で手を挙げた人につきましては、まさしく林政アドバイザーのですね、資格を有しながら森林経営計画を立てて、生業の方に結び付けていければいいなと思っておりますし、また、無関心で回答の無いところ、こういったところも掘り起こしをですね、また町と森林組合と連携していかなきゃならないんだろうなあと思います。

いずれにしても今後５年間の中で色々とアンケート調査の回答が来ますので、それぞれの個別のカルテみたいなものを作ってですね、皆さんに、こういった山の手入れをするとこういったお金が出ますよとか、そういう補助金のあり方も説明しながら、少しでも動かなかった山をですね、動かしていければなあと思っております。

それと、一緒に今答えましたので、よろしくお願いします。

（議長）

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に、小林議員の発言を許可いたします。
小林議員。

「小林議員」
私からは２つ、２項目に渡って質問いたします。
まず１つ目、道の駅の整備について伺います。
町長の所信表明で、江差海の駅に町内２つ目の道の駅を併設すると述べており、実現が近づいてきました。
そこでお聞きしますが、現在の「道の駅江差」をどのように位置図けるのか。
選択肢としては、現状のまま、または無人駅として、閉鎖は無いのでしょうけれども、閉鎖なども考えられますが、具体的な構想をお伺いします。

（議長）
はい、町長。

「町長」
小林議員から、北の江の島構想の推進に向けた現開陽丸管理棟周辺への道の駅施設整備に伴う、現在の道の駅の位置付けに関するご質問にお答えいたします。
ご案内のとおり、現「道の駅江差」につきましては、平成５年４月に、道内での道の駅が整備された初年度に登録されたもので、整備当時の道の駅機能は「観光案内、２４時間トイレ、一定の駐車スペース」であり、江差中心市街地への玄関口ともいえる当該地域に整備されたところでございます。
また、道の駅整備とあいまって、ドライバーや観光客の立ち寄り場所が必要との考えから、当該地域住民のご協力もいただきながら、江戸時代に実在したと言い伝えられている「繁次郎」像を道の駅敷地内に建立したものであり、また、その後、施設が小さいことを逆手に取り、「自称日本一小さな道の駅」として、クラウドファンディングでのご寄付を集めながら、平成３１年４月にリニューアルし、日本海を間近に感じる道の駅の魅力向上に大きく貢献してきたものと認識しております。
こうした背景を踏まえ、去る令和４年３月に策定いたしました、北の江の島拠点施設整備基本構想でも、現、道の駅活用の方針として、「今後、新たな道の駅施設が整備された場合にあっても、現、道の駅は、ドライバーをはじめ観光客などが江差市街地に入るエントランスとしての役割を担っていく場所として存続できるよう国と協議していく。」と記載しているものでございます。
今後、新たな道の駅施設の整備に向け、具体的な機能設計を協議していくことになりますので、そうした協議の中で、現在の道の駅の施設運営のあり方を検討していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

（議長）
はい、小林議員。

「小林議員」
再質問させていただきます。
先ほど町長おっしゃいましたが、道の駅江差に関しましては、道の駅としての歴史もさることながら、クラウドファンディングで改装した経緯などもあります。
最近ではＱＲコード決済などを活用した無人の道の駅などもあるようです。町として最初の道の駅を今後も生かすアイディアを模索していただきたいと思いますが、所見を伺います。

（議長）
追分観光課長。

「追分観光課長」
小林議員から、ＱＲ決済機能を有した道の駅のあり方も含めてですね、今後の在り方についてのご質問だったと思います。
お答えさせていただきます。
小林議員の今の質問にもありましたように、現在、千葉県の市川市などでですね、入店から決済までスマートフォンによるアプリで行うことができる、無人の道の駅がオープンしていることは我々も承知してございます。
町長からもご答弁させていただいたようにですね、今後、新たな道の駅の施設を、整備を進めて行くことに合せまして、現在の道の駅の機能についても併せて協議していくことになりますんで、今、ご提案のございました内容も含めてですね、今後、内部で協議を進めてまいりたいと思いますんで、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

（議長）
いいですね。
じゃあ２問目。はい、小林議員。

「小林議員」
２問目に入ります。
（仮称）教育支援金について、お伺いします。
町長の所信表明で、（仮称）教育支援金について触れておりました。そこで以下、２つお聞きします。
１つ目ですが、「支援してまいります」とのことで、かなり内容は煮詰まっているので

しょうか。現時点でのお考え、また、新年度実施なのか、スケジュールをお知らせください。

２つ目。江差で生まれ育った、となぜ限定するのでしょうか。引越ししてきても、それから永住するかも知れません。

また、町長就任当時から掲げておられました関係人口の拡充、Ｕターンの拡充など、２、３年で転居するかもしれない道職員などの、想定して江差町で生まれ育ったと限定しているのかも知れませんけれども、江差の子育て支援、子どもと江差で楽しく暮らせた、大変素晴らしかったと実感してもらうことで、こういった関係人口の増加や、第２の故郷江差と思って足を向けていただける、将来に生きる施策になるのではないかと私は思います。お考えをお聞きします。

（議長）

町長。

「町長」

小林議員から「（仮称）教育支援金について」の２点について、ご質問をいただいております。

制度内容に関してのご質問ですので、まとめて答弁をさせていただきます。

教育支援金につきましては、町内で生まれ育った児童が小学校入学時に、第１子では２０万円、第２子に３０万円、第３子以降には６０万円を支給することで私の公約並びに所信表明をさせていただいておりますが、これは、３期目４年間の中での表明でございます。

具体的な制度設計や実施時期、財政的なものも含め、これから担当所管課と協議検討することとしております。

いずれにしましても、議員のご提言も参考としつつ制度設計してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

（議長）

はい、いいですね。

以上で小林議員の一般質問を終わります。

すべて終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

２時半まで休憩いたします。

休憩　１４：２０

再開　１４：３０

（議長）
はい、いいですか。
休憩を閉じて、再開いたします。

（議長）
日程第５、報告第１号、令和３年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。
提案理由の説明については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、報告第１号については、以上で終わります。

（議長）
次に、日程第６から日程第１４については、令和３年度江差町各会計の決算認定でありますので、認定第１号、令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計決算の認定についてまで、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案理由）
ただ今、一括上程となりました、認定第１号、令和３年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第２号から第８号までの令和３年度各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに、認定第９号、令和３年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。
９会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。
認定第１号から第９号まで、ご審議の上、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。

ただ今、一括議題となっております認定第１号から認定第９号、令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
ご異議なしと認め、よって、認定第１号から認定第９号まで、決算認定については、令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

（議長）
日程第１５、承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについてございます。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
海岸漂着物緊急対策事業に係る経費につきまして、令和４年８月２４日付けをもって専決処分したものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
議案書３ページの補正予算構成表、及び資料１をご覧下さい。
今年のサケ定置網漁が９月３日から予定されており、海岸線全域に漂着した大量の流木の再流出防止策を早期に講ずる必要がありましたことから、補正予算を専決処分したものでございます。直営作業や作業委託することにより、波打ち際の流木を陸側に移動するもので、補正額は２８０万５千円、全額一般財源となります。
以上で説明を終わらせていただきます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「飯田議員」
議長。

（議長）
飯田議員。

「飯田議員」
ただ今、海岸の漂着物の事業について、説明をいただきました。同じような事業がですね、管内せたな町でも執行されたと思うんです。もし、私の認識で間違いなければ、江差町は単費で一般財源から２８０万５千、せたな町は道の支出金、補助金が入っているんですね。こういう同じ事業で、なぜ道の支出金、専決処分ですけども、終わった事業ですけれども要求しなかったのかどうか、その辺、もしありましたら、答弁願いたいと思います。

（議長）
財政課長。どごだ。
総務課長。

「総務課長」
ただ今、飯田議員から財源の関係について、ご質問ございました。
この事業に関しましては、振興局の海岸漂着物の処理事業の補助金ございまして、当町としても当初予算のクリーアップ作戦などの事業で申請しておりまして、既に内示いただいているというその事情がございます。現状でございます。今回の専決処分につきましても振興局の方にこの継続事業ということで申請をあげておりまして、先般、内示をいただいたところでございます。補助対象経費の１０分の８の補助金ということで内示を受けてございまして、ただ、専決処分時点では、ちょっと内示を受けていなかったところでございますので、取りあえず単費にさせていただきましたが、今後、補正予算で財源更正、あるいは決算処理ということでその１０分の８の追加の補助金の方、充当させていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
いいですか。

「飯田議員」
はい。

（議長）
他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）
承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、承認第１号については、原案のとおり承認されました。

（議長）
日程第１６、議案第１号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。
地方公務員法等の一部改正に伴い、江差町職員の定年に関する条例のほか、関係する条例の整備を行うための条例を制定するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
総務課長。

「総務課長」（補足説明）
それでは、私の方から議案第１号について、ご説明させていただきたいと思います。
議案書は、１４ページから２３ページまでとなります。
また、資料は３ページから６ページの資料２に条例の概要、それから７ページから１７ページの新旧対照表となります。議案についきましては、関係条例５本ありますけれどもその整備条例として、各条例一部改正の条例を１本の条例でまとめていますが、新旧対照表につきましては、各条例ごとに対比をしてございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、説明いたしますが、３ページからの資料２でご説明申し上げます。制定の理由といたしましては、地方公務員の経年引き上げに関しまして、上位法令であります地方公務員法が一部改正されたことによるものでございます。
職員の定年引上げの趣旨でありますけども、年金の支給年齢が６５歳となったことに伴い、雇用と年金の接続を図るために、段階的に定年を引き上げるとともに、高齢期の職員の知識経験を活用するため新たな制度を導入する、そういうような内容となっているものでございます。
次に、主な改正の概要です。３ページ３の（１）の職員の定年等に関する条例の改正概要でございます。議案の整備条例では、第２条となります。最初に定年引上げ関係の改正でございますが、定年を６５歳までに引き上げる内容となっております。ただし、令和１３年度まで段階的に引き上げることとなっておりまして、何年度に何歳が定年になるかは、６ページの表をご覧願いたいたいと思います。
次に、管理監督職勤務上限年齢性でございます。いわいる、役職定年制の新設です。引き上げられた定年まで管理職のポストにいるとなりますと、管理職以外の職員が管理職に昇格するのが遅くなることから、新陳代謝を進めて行くため６０歳に達した管理職は、管理職以外の職に後任等をする内容となってございます。
次に、暫定再任用関係でございます。定年退職した職員が６５歳まで再任用職員として採用される内容です。現行の再任用制度と同様の仕組みとなりますが、改正に伴いまして単体の再任用条例は､廃止といたしまして､改正後の定年条例に方に規定されます。
なお、暫定再任用につきましては、先程、ご説明いたしました段階的に定年が引き上げられる間に定年を迎える職員が対象となり、６５歳定年が完成した年以降は、対象者はいなくなるものでございます。
次に、次のページをご覧いただきたいと思います。情報提供意思確認制度の新設でございます｡６０歳となる前年度に当該職員に対しまして､該当となる職員に対しまして、任用形態や給与などの情報を提供し、勤務の意思について確認する内容となってございます。定年条例に関しては、以上となります。
（２）の勤務時間休日休暇条例から（４）の人事行政の運営等の条例に関しましては、文言の改正､任用条項の条ずれの改正となっておりますので､割愛させていただきます。
次に、（５）の給与に関する条例、整備条例では、第６条関係でございます。定年前再任用３時間勤務職員の給料月額を規定してございます。これまでの再任用職員の給料

月額を基準といたしまして、勤務時間に応じて、つまり、実際の勤務時間をフルタイム勤務の総勤務時間で割った比率に応じた金額を支給する内容となってございます。

次に、６０歳に達した職員の給与水準でございますが、の関係でございますが、６０歳に達した職員につきましては、翌年度以降は、直前の給与月額の７割水準とする内容となってございます。

次に、暫定再任用職員、それから、暫定再任用３時間勤務職員の給料についてでございますが、暫定再任用職員につきましては、別表１の給料表の当該職員が属していた級に応じた額に、暫定再任用３時間勤務職員については、定年前の再任用短時間勤務職員の額となるものでございます。最後は、文言修正がされております。

最後でございますが、施行期日でございます。令和５年４月１日としてございます。

以上で説明を終わりますので、お願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

まだ、よく呑み込めてないとこ、あるんで、間違ったことを言ったら、指摘して欲しいんですが、この問題、この案件は、１つは定数の問題がどうなるのか。本来、どういう言葉使っていいのか、本来であれれば、新規採用で埋めなければならないのを、その分、延びてきますので、新規採用を抑えるということもある。

それで、国会でこの論議になった時に、法律案が可決された時、議決された時の付帯決議、結構、今の問題、国会で論議になりまして、要は、若年層と言いますか、本来であれば、新規採用、とる部分ですね。場合によっては、定数を増やすとか、付帯決議ですよ、付帯決議でそういうことが指摘されているんです。定数を増やすとか、そういうこともやりながら職員のワークライフバランスの確保、つまり、その年齢によって、偏らないようなことも含めて適切にすべきだと。併せて地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。などなど、先程言ったこの法律案が全会一致で決まるんですが、その時の付帯決議の中で出されておりますが、いずれにしても江差町として、その定数との関係、どう考えているのか、教えて欲しいと思います。

（議長）

はい。総務課長。

「総務課長」

定数の考え方でございますけれども、これまでも、現行の再任用制度というのがございましたし、その再任用制度のなかでも、フルタイムとパートタイムという、仕切りと言い

ますか、区別がありました。それで、フルタイムの場合は、定員としてカウントしますよ。パートというか、短時間勤務の場合は、カウントしません。同じ流れでございます。
　従いまして、この６ページのスケジュール表を見ていただくと分かるんですが、定年退職する人が１年ごとになってきますし、その分定年退職する方が減りますので、そういった観点からの定員管理計画というのを見直す必要が出てくるのかなと思います。
　その中で、当然、その総体というか、定員管理の部分が決まりましたら、採用の人数というのも、調整と言ったら変ですけども、決まってくるのかなと思いますけれども、それに関しましては、これから定員管理計画の見直しの中で、関係課だったり、上司の方と相談しながらということになると思いますので、そういうことでご理解願えればと思います。

（議長）
　小野寺議員。

「小野寺議員」
　結構、大変な状況かなと思うんです。これ、具体的に江差町の今の職員、今の江差町の職員に照らすと、そんなに居ないのかなと思うんですが、大体どんなふうになっているんですか。それによって、また、定数の関係も、先程、協議の件も出てくると思うんですが、具体的な動き、わかる範囲でいいです。わかる範囲で。

（議長）
　はい。総務課長。

「総務課長」
　たぶん、小野寺議員、おっしゃっているのは、退職される職員が何人いるか、ということなのかなと思います。それで、来年の３月ですから、令和４年度末で、１名退職者、定年退職者がございます。それから、この６ページのスケジュール見ていただいてもわかりますが、次の年は、退職者はおりません。令和６年度末で、２人の管理職が該当になりますので、６０歳で２人の管理職が定年退職ということでございます。それ以降はちょっと今、手持ちの資料がありませんので、申し訳ございませんが、以上となります。

（議長）
　はい。いいですか。
　はい。他に、質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。
本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第１号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１７、議案第２号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について、日程第１８、議案第３号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について、日程第１９、議案第４号、令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、日程第２０、議案第７号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１２号）については、関連がありますので、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました議案第２号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について、議案第３号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について、議案第４号、令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議案第７号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１２号）についてでございます。
最初に、一般会計補正予算第１１号につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る４事業、町道除雪対策、令和３年度の事業費精算に伴う返還金など、合計３８事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１億１，２７７万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、６０億７，６０５万９千円とするものでございます。
また、併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。
次に、国民健康保険費特別会計補正予算でございます。一般会計補正予算の事業にございます、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る内容でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１４万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ、８億１，６１６万９千円とするものでございます。
次に、後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、国民健康保険費特別会計同様、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る内容でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、５万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億４，０２６万４千円とするものでございます。
最後に、一般会計補正予算第１２号でございますが、先程、行政報告にて申し上げました北辰運輸様からの寄附、文化会館の電話装置取替工事に係る補正でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、２４６万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、６０億７，８５２万５千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
始めに一般会計補正予算第１１号について、議案書２７ページからの補正予算構成表と各資料により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する４事業より、ご説明をさせていただきます。
まず、江差町公共交通事業者緊急経済支援事業です。資料３をご覧下さい。コロナ禍において、厳しい経営状況となっている町内公共交通事業者に対し、地域公共交通の維持確保の一助として、保有台数に応じた支援金を函館バス株式会社と有限会社桧山ハイヤーへ支給するものです。補正額は３００万円となります。
続いて、認定こども園感染対策物品補助事業です。資料４をご覧下さい。昼食時に密を回避するための園児用テーブルと椅子を整備するため、認定こども園江差幼稚園へ補助するものです。補正額は６２万７千円です。
続いて、感染予防対策物品購入事業です。資料５をご覧下さい。高齢者施設等での感染拡大時に備え、抗原検査キットやフェイスシールドなどの感染防止物品を整備するものでございます。補正額は３６４万２千円です。
続いて、事業活動継続緊急支援金給付事業です。資料６をご覧下さい。道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金支援事業の支給決定を受けた町内法人、または、個人を対象に事業活動の継続と経営の安定化を図ることを目的とする支援金を支給するものです。補正額は８５０万円です。
以上、臨時交付金に係る補正合計額は１，５７６万９千円、財源内訳は全額国庫支出金となります。
続きまして、３４の一般補正事業となります。まず、役場庁舎空調機用塩害除去フィルター等交換です。庁舎各会に設置している空調機のフィルター交換を通じ、塩害除去や防塵を図るものでございます。補正額は６２万７千円、全額一般財源となります。

続いて、町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事です。資料７をご覧下さい。大型車庫に３ヵ所あるオーバースライダーのうち、正面右側の３方枠とオーバースライダー本体の取替を行うものです。補正額は１８１万５千円、全額一般財源となります。

続いて、北の江の島構想推進です。当初予算において、その他特定財源等により温泉活用調査委託業務を行うこととしておりましたが、北海道より７月２１日付けで補助金１５０万３千円の交付決定を受けましたことから､財源更正を行なうものでございます。財源内訳は道支出金１５０万３千円を増額し、その他特定財源１５０万円と一般財源３千円を減額するものです。補正額はプラスマイナスゼロ円となります。

続きまして、相続財産管理人選任申し立てです。資料８をご覧下さい。本年５月に亡くなられた方について、相続人が無く親族からも葬儀等、一切の関わりを断られたことから、未払い金の支払いなど含め個人の財産処分等を行うため、相続財産管理人の選任について申し立てを行うものです。補正額は５０万６千円、全額一般財源です。

次に、令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還から２８ページ上から４行目の令和３年度介護保険低所得者保険料軽減負担金精算事務までの１３事業につきましては、事業費の生産に伴い、国または道へ返還するものでございます。補正額は、それぞれ記載されている金額で、財源は一般財源となります。

続いて、国民健康保険特別会計操出金、マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業分です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するため、被保険者に対する周知リーフレット作成や、マイナーポータル申込みの操作支援登録を実施するための費用を特別会計へ繰り出すものです。補正額は１４万３千円、全額一般財源です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計操出金（マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業）分です。先程の国保会計への繰出し金同様に、被保険者への周知リーフレット作成に要する費用を特別会計へ繰り出すものです。補正額は５万２千円、全額一般財源です。

続いて、権利擁護事業費です。北海道より８月１０日付けで権利擁護人材育成事業費補助金の交付決定がありましたことから、財源更正を行なうものです。一般財源で計上していた２００万円を減額し、道支出金へ２００万円計上することで、補正額はプラスマイナスゼロ円となります。

続きまして、障がい者自立支援給付審査支払等システム改修事業です。国が令和５年度に予定している障がい福祉関係データーベースの稼働に向け、町が運用しているシステムの改修を図るものでございます。補正額は４６万２千円、財源内訳は国庫支出金が２３万１千円、一般財源が２３万１千円となります。

続きまして、母子保健事業（幼児視力検査機購入）でございます。幼児期に弱視を発見し、治療へ繋げることが将来の視力向上に大きな影響を与えると言われており、当町が実施する３歳半健診の際に、弱視や遠視の危険因子をごく短時間で検知できる機器１台を導入し､早期発見治療へ繋げるためのものでございます｡補正額は１３７万５千円、全額一般財源です。

続きまして､檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏り修繕です｡資料９をご覧下さい。

宿泊棟の中庭面で発生している雨漏りを解消するため、水切り箇所の修繕を行うものです。補正額は６０万円、全額一般財源です。

続きまして、スマート農業推進事業です。資料１０をご覧下さい。農業用ドローンの導入により、傍受する際の大幅な作業時間の短縮と労力の権限に繋がることから、操作方法等の受講費用について２分の１以内を助成するものです。補正額は８５万円、全額一般財源です。

続きまして、檜山２号林道排水施設維持管理です。資料１１ページをご覧下さい。土砂や落ち葉の堆積により側溝や道路横断排水施設等が機能していないことから、森林環境譲与税を活用しこれらの機能回復を図るものです。補正額は５４万４千円、全額その他特定財源です。

続きまして、地場産材利活用推進事業です。資料１２をご覧下さい。田沢地区の桐の伐採製材を通じて木工材等への活用を図るため、森林環境譲与税を財源として事業実施するものです。補正額は１６８万３千円、全額その他特定財源です。

続きまして、藻場造成試験事業です。資料１３をご覧下さい。檜山漁協協同組合への補助を通じ、藻場衰退要因を検証するための単管礁をかもめ島ごろべえ浜前に設置するものです。補正額は２２万円、全額一般財源です。

次に、かもめ島樹木伐採剪定委託業務です。資料１４をご覧下さい。かもめ島上に上る瓶子岩前の階段沿いに生育している樹木の伐採剪定を通じ、近接する民家等の安全対策を講ずるものです。補正額は９５万１千円、全額一般財源です。

次に、町道除雪対策です。除雪に要する臨時作業員の雇用や融雪剤等、資材の購入、防雪柵設置及び除雪の委託等を通じ、安全通行の確保を図るものです。補正額は４，８８９万８千円、全額一般財源です。

次に、行政組合分担金（消防指令車購入）です。平成１３年に配備し、２１年が経過した現在の指令車は走行距離が１９万キロを超過しているなど、エンジンの劣化に加え修理にようする部品等が不足している状況となっていることから、新たな指令車を購入するための分担金を補正するものです。補正額は８５７万７千円、財源内訳は地方債６４０万円、一般財源２１０万７千円です。

次に、行政組合分担金（サイレン吹鳴制御装置親局更新）です。平成２７年度の運用開始後、メーカー推奨の耐用年数６年を経過したことから、昨年度に引き続き吹鳴制御装置親局全４台のうちの１台の更新に要する分担金を補正するもので、これにより半分の親局の更新を終えることとなります。補正額は２４２万円、全額一般財源です。

続いて、行政組合分担金（防火水槽補修工事）です。昨年１１月に整備点検を行った際、伏木戸町防火水槽内の水が低下していたことから調査を行ったところ、内部の亀裂やコンクリートの剥離等が確認されましたことから補修工事を行うための分担金を補正するものです。補正額は１０７万７千円、全額一般財源です。

続きまして、学習支援用スキー用具整備です。合同会社ユーラスえさし風力様より、学校教育振興のためにいただいた指定寄付金を基に昨年度に引き続き、学校スキー事業等で活用するためのスキー用具を整備するものです。補正額は１８３万４千円、財源内

訳はその他特定財源１６０万円、一般財源２３万４千円です。
続きまして、運動公園野球場１、３塁連絡通路屋根改修工事です。１５をご覧下さい。球場本部に通ずる両側通路の腐食が激しいことから、改修工事を行うものです。補正額は５０６万円、全額一般財源です。
一般事業補正、３４事業の合計額は９，７００万８千円、財源内訳は、ご覧のとおりとなります。
以上、一般会計補正（第１１号）の合計額は、１億１，２７７万７千円、財源内訳はご覧のとおりです。
続きまして、３３ページ、第２表地方債補正をご覧下さい。消防指令車を追加するものでございます。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりとなっております。
続きまして、議案第３号の国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。議案書４９ページ、補正予算構成表をご覧下さい。マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業ですが、先程説明しましたとおりですので、内容は割愛させていただきます。補正合計額は１４万３千円、全額その他特定財源となります。
続きまして、議案第４号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。議案書６１ページ、補正予算構成表をご覧下さい。マイナンバーカードの健康保健証利用申込み支援事業です。先程も説明させていただきましたので、内容は割愛させていただきます。補正合計額は５万２千円、全額その他特定財源となります。
続きまして、議案第７号の江差町一般会計補正予算（第１２号）についてご説明します。議案目次その２の３ページをご覧下さい。生涯学習スポーツ推進（スポーツ少年団活動補助）です。株式会社北辰運輸様からいただいたスポーツ振興に関する指定寄付金を基にスポーツ少年団活動への補助を行うものです。補正額は１００万円、全額その他特定財源です。
続きまして、文化会館電話装置取替工事です。追加資料の１９をご覧下さい。文化会館及び図書館の電話装置が経年劣化により故障し、修理できない状況となりましたことから、装置及び電話機の取替工事を行うものです。補正額は１４６万６千円、全額一般財源です。
以上、補正合計額は２４６万６千円、財源内訳はご覧のとおりとなります。
これをもちまして、説明を終わらせていただきます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」
はい。議長。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
議案第２号、一般会計補正予算、恐縮ですが、土木費、町道除雪費、お聞きします。
冬の到来が考えてみたら、１０、１１、１２、もう目の前です。この間、何回か取り上げました。町道の除雪によってバス停のところに雪がかかる。本当はバス停の問題全体を取り上げたいんですが、そうなると今回の補正とは別というふうに言われるかも知れませんので、とりあえず町道の除雪に関して絞ってお聞きします。本当は関係課でもあれば答えて欲しいんですが。結局、どうなったんでしょうか。この間、本当に課長申し訳ないんですが、冬にバス停に行きたくても雪があって行けない。町道の除雪で行けない。除雪でなくても雪が降ってバス停の所でバスに乗れない。などなどなど、多くの課題についてはこの間、言いました。結果的には公共交通会議の中でも取り上げました。いずれにしても本来であれば、全体的な問題かも知れませんが、まず、町道の除雪ということに関してどういうふうにこの１年と言いません、半年というか対策取られていたのか。もし可能であれば、バス停そのものがどういうふうにしようとしているのか、函バスとどんな協議したのか、江差町としてどうしているのか、地域の力を借りようとしているのか、などなどなど、本当に高齢者困っています。お答え下さい。

（議長）
はい。建設水道課長。

「建設水道課長」
小野寺議員から、除雪の関係、バス停の除雪の関係、以前から質問いただいておりますけども、基本的には町道除雪直営でやっている除雪に関しましてはですね、公道のまず通れるようにするというのは前提の除雪でございます。バス停に関しましては全てやっているかどうかはちょっと把握しておりませんけども、バス事業者の函バスさんの方でですね、小さいショベルを持ちながら除雪をしております。ただ、議員ご承知のとおりですね、すべてのバス停をやられているというような状況でもありませんし、実際は追いついていないような状況にあるのかなというふうに思ってございます。
今後また、近くなりましたらですね、少し継続的に協議をしてまいりたいなというふうに考えてございますけども、町の除雪の中でバス停を適宜あけていくというのは、非常に厳しいような状況だと思ってますんで、また、バス事業者の方と協議させていただきたいと思います。
以上です。

（議長）
いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」
この間、去年というより、今年、例えば公共交通会議でも取り上げました。この議会でも取り上げました。私は、直接、函バス江差営業所の代理でしょうか、の方とも意見交換しました。多分、担当の方でもいろいろやっている。それから、公共交通会議の立場でも副町長といろんな協議していると思うんですよ。ですから、これから協議する訳ではなくて、この間、どういう論議になって江差町としてどうしようとしているのか、いやいや残念ながら今までどおりと同じですと。だったら、それで、私、そのそれぞれの高齢者、バス停まで行く、ゆるくない方については、別な方法も含めて私としてやらなければならないことあるんですよ。町内会、ＮＰＯなどなどなど。議員とはまた違った立場でですね、だからできないことはできない、言って下さいよ。

（議長）
よし。わがった。建設水道課長。

「建設水道課長」
この間もですね、函バスさんの方とは、我々も協議をしてございます。基本的にはバス会社の方で対応するということでございます。ただ、先程も言いましたとおりですね、手が回っていなというのが函バスさんの担当としてもそういうことを申しておりましたので、全てにおいて対応できているような状況ではないというふうに思ってございます。
以上です。

（議長）
いいですか。小野寺議員、いいですか。

「小野寺議員」
はい。

（議長）
はい。小野寺議員。

「小野寺議員」
だから、わかりました。ですが、あと、副町長、もう仕方がないと、我慢して下さいねと、いうことですか。

（議長）
副町長。

「副町長」
少し、オブラートに包んだような答弁になっちゃうかも知れませんけども、町道だけの当然バス停の問題ではないというのは、小野寺議員も押さえていただきたい。それから、当該地区の小野寺議員のおっしゃるのは、町道のいわば南が丘であったり、それはターミナルからずっと町道間、そういったところでの昨年から今年のこの大雪での苦情等も含めてですね、自治会の方へのいろんな相談があったんだろうなというふうに思っています。
今、この場でですね、できませんとか、できるとかということではなくて、交通会議でもご質問いただいた立場でございますので、非常に歯切れが悪いんですけども、そこをやるとするならば外注がどこまできくのか。それから町道だけの問題なのか、道道もあるし、国道もあるしと、こういったところで、ただ一度だけお約束できるのは、どの時点でできるのかあれですけども、それは国道管理者、道道管理者、町道管理者、バス会社含めて、こういった問題が現実として江差町だけではないんでしょうけども、こういう問題があるんだけどもどういう方策が見出せるのかということを、経費の問題ではなくてですね、できないものはできないものになるのかも知れませんけども、そういった議論の場は、設定したいなとこのように思っています。
以上でございます。

（議長）
はい。薄木議員。
何ですか。

「薄木議員」
引き続き除雪問題で、お伺いします。
愛宕町の藤谷旅館さんの隣の建物、ありますよね。あれが道路にはみ出していますよね。これから、まだ雪降るまで２か月くらいあるんですけれども、このままの状態での除雪はちょっと難しいし、現在の地権者との話し合い、それから町としてはどうするか、そこをちょっと教えていただけますか。

「総務課長」
愛宕町の特定空き家でのご質問でございます。
今現在、道路半分ほど、通行規制をかけながら処置をしているところなんですけれども、あそこの空き家につきましては、命令書を所有者、あるいは所有者だった方の相続人の方、全員の方に処置命令ということで、命令書を送付させていただきました。内容につきましては、端的に言うと危険危ないですから何とかして下さい。除去、除却をするようにというような命令書になります。

それで所有者でございますけども複数人ございまして、１０人以上所有者の方がございまして、その辺の調整で少し時間がかかっているということでございます。町の方にも連絡きましたけれども、解体する方向でほぼ全員合意できたんですけれども、もう少し経費の部分で時間がかかるということで１０月３１日までということで、今のところ、その期限を設けて進めているところでございます。

１０月３１日、その当たりになりましたら、また、都度、都度と言いますか、町として判断していきたいとそのように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

（議長）

はい。

他に質疑希望ありませんか。

誰。室井議員。

「室井議員」

はい。いいですか。

議長：室井議員、押すボタンね、今、壊れ出るの。

室井議員：押してるよ。

議長：押すボタン、壊れているの。

室井議員：壊れているの。本当、ごめんね。

議長：うん（（笑））。

建設課長、今除雪の問題、いいですか。今年は多かったね。雪かきしている間から、後からくる。これは止むを得ないんですよ。いいですか。除雪の第１の目的は、救急車両、消防車、スムーズに通れる、ですね、そうでないですか。そしてバス停でもどこでもやりたいでしょう。排雪でも何でも。人いますか。重機ないんですよ。私達も借りようとして、タイヤショベルない。厳しいんですよ。だからね、なにも課長、やりたい気持ちを持っているんだ。だけど、第１次は、第１次はですね、消防車、救急車、スムーズに通せると。それが建設水道課の役目でしょう。いいですか、そのことをしっかり認識して、そして、早め目にもし役場の重機で間に合わなければ、リース会社に連絡してね、小さいタイヤショベル今年２台くらい欲しいんだとか、やっぱり予約しておくとか、そういうちょっとした知恵が必要だと思いますから、そういうことを検討してもらいたいと思いますけど、如何ですか。

「建設水道課長」

室井議員からご指導もいただきまして、確かに昨シーズン多い状況で排雪もだいぶやらせていただきましたけども、なかなか追いつかない状況でございました。小さいショベル

につきましてはですね、毎年１２月から３月まで１台借りることで、毎年そういうような処置をとらせていただいていますし、リース会社の方にはですね、４トンダンプのキープもさせていただいているところでございます。
　今年につきましてもですね、早目、早目に手配をしていきたいなというふうに考えてございますので、いろいろとご協力をよろしくお願いいたします。

（議長）
　はい。いいですね。
　はい。飯田議員。

「飯田議員」
　幼児視力検査費購入事業であります。先程説明では、これは、３歳未満児の弱視の早期発見に繋げる事業ということでございますけれども、これは、検査技師は町担当の方にはいらっしゃるのでしょうか。それとも技師がいなくてもこれは検査可能なのかどうかと。
　併せてですね、乳幼児も３歳未満児もそうですけども、最近の小学校低学年、学校ではパソコンですとかタブレット、スマホ、そういう操作でだいぶ弱視化が進んでいるという実態があるんですね。この機器によってそういうような乳幼児３歳未満児だけでなくて、小学校低学年あたりも検査できる機器なのかどうか、お答えいただきたいと思います。

（議長）
　はい。健康推進課長。

「健康推進課長」
　まず、検査の機器に関しましての質問でございますが、技師は必要ありません。保健師の方で機械を持って、その機械を子どもさんに覗いてもらうというか、そういうような物になっております。
　今現在は、３歳６か月健診の時に所謂「Ｃ」と書かれていたランドルト環というようなもので検査をしております。この機械を使うことで、もう少し低年齢の方、低年齢の健診でも使うことができるというふうに言われているものでして、小学校の低学年の方等々も利用していく、利用というか、使うことは可能なものになっていきます。
　どのような使い方が効果的なのかというところは、養護教諭の先生方とも含めながら検討していきたいなと思っております。

（議長）
　はい。いいですね。

「飯田議員」
　はい。

（議長）
はい。質疑希望ありませんか。
なした。何も言ってないが。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第２号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第３号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第１号）についてを、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第４号、令和４年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。

よって、議案第４号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第７号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第７号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第２１、議案第５号、令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
議案第５号、江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございます。
今回の補正につきましては、令和３年度介護給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、２，６５９万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１２億７，０５６万５千円とするものでございます。
これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定とあわせまして歳入歳出それぞれ、１２億７，５８１万７千円となるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
高齢あんしん課長。

「町長」（補足説明）
議案第５号、江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、私よりご説明いたします。
議案書７３ページの介護保険特別会計補正予算構成表でご説明いたします。介護保険会計の財源である国庫道費負担分は、年度終了後に清算事務が行われるもので、令和３年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額が生産額を上回ったことで生じた返還金の補正をお願するものでございます。議案書８１ページ、返還金２，６５９万７千円の内訳につきましては、説明欄に記載ありますとおり、国に対する返還金として介護給付費は１，５

８７万８千円、地域支援事業費が２４４万１千円、道に対する返還分は介護給付費が１８９万３千円、地域支援事業費が１４６万３千円、社会保険診療報酬支払基金分に対する返還分は介護給付費が４１７万２千円、地域支援事業費が７５万円となっております。なお、補正額の財源は全額一般財源で前年度からの繰越金を充当するものでございます。
ご審議方、よろしくお願いいたします。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、ただちに採決いたします。
議案第５号、令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第２２、議案第６号、財産の減額貸付についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
議案第６号、財産の減額貸付についてでございます。

地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり、財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

減額貸付をする財産といたしましては、名称旧えさし町営レストラン施設、所在 檜山郡江差町字中歌町１９３番地３、構造階数 鉄筋コンクリート造り２階建て、建築面積 ３１４．２８平方メートル、延べ床面積 ３５４．７８平方メートル、建築年 昭和５７年、減額貸付の相手方につきましては、利用を希望する個人、団体または法人、減額貸付の目的につきましては、江差町が所有する旧えさし町営レストラン施設の建物を利用希望者に減額して貸し付けることにより、町における観光振興及び地域経済の活性化等をとうして人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るためでございます。

減額貸付の条件といたしましては、町に観光振興及び地域経済の活性化等をとおして人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るものに使用するものとし、他の目的に供してはならないこととしております。減額貸付の適用期間につきましては、令和４年１０月１日から令和５年３月３１日、減額貸付の金額は、（１）営利を目的としない事業に建物を貸し付ける場合にあっては無償、（２）町内において地域活性化等に視する活動を行っている任意の団体がその活動の一環として実施する事業の建物を貸し付ける場合あっては無償、（３）商いを生業とする事業者等が地域活性化等の一環として実施する営利事業に建物を貸付させる場合のあっては、日額６千円とし光熱水費に係る経費については、貸付料に含まれるものとするものでございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第６号、財産の減額貸付について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第６号については、原案のとおり可決されました。

「室井議員」
議長。議事進行。

（議長）
はい。室井議員。

「室井議員」
はい。
議事進行のですね、内容を言いますので、それで許可していただきたいと思います。
今定例会をもってですね、退任されます太田教育長、ですね、今回の一般質問、何も答弁する機会もなかったです。私はですね、議長、（議長：はい）、教育長とですね、お話してですね、これから人事案件なんです。これからの議案はすべて人事案件。だから、太田教育長にですね、色々、今まで長年の懸案課題、給食センターの問題も全部終わった。学校、江差小学校の雨漏り校舎も直った。文化会館の雨漏りももう少しで、今年終わる。そういう大きな事業をやってこられた太田教育長にですね、やはり、ちゃんとこの議場の場でですね、一言、お話してもらうというのが、筋でないかと思うんですが、議長。判断して下さい。あなたの職権で判断して下さい。

（議長）
室井議員、（室井議員：はい。）ちゃんと予定に入っておりますから、あなたの言ったことは、ちゃんと入っております。

「室井議員」
議長。いいよ。わがった。これね、何も、いいですか。入ってあるんだら、入ってあるとちゃんときちんと言って下さい。

（議長）
いやいや。

「室井議員」
どこに入っているんですか。

（議長）
たしてありますから。

「室井議員」
　議案のどこに入ってあるんですか。

（議長）
　議案にはありませんけども、（室井議員：ないでしょう。）私が、今、・・・。

「室井議員」
　そしたらですえね、いくらでも、話す機会あるんでないですか。休憩でも。

（議長）
　室井議員が、言うようなことが・・・。

「室井議員」
　黙ってなさい。私が、今質問、してんだ。ね。
　そしたら、皆がわかるようにですよ、わからないから、言ってるんですよ。そういう偏った行政は止めなさいと言ってるんだ。

（議長）
　わかりました。
　そのようなことがあれば、困るということで、ちゃんと次第に書いてありますことを報告いたします。
　それでは、どこから始まるんだこれ。忘れてまったや。
　ここからが。
　休憩を閉じて再開いたします。

（議長）
　日程第２３、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。
　町長。

「町長」（提案説明）
　諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
　任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字新栄町１０番地、加賀 晋氏、昭和３３年１０月１７日生まれ、６３歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
　ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
はい。以上で、提案理由の説明が終わりました。

（議長）
お諮りします。
ただ今、議題となりました、諮問第１号については、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、江差町字新栄町１０番地、加賀 晋氏、昭和３３年１０月１７日生まれ、６３歳を人権擁護委員候補者として、適任である旨の意見を添えて答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、諮問第１号については、原案のとおり答申することに決定しました。

（議長）
日程第２４、同意第１号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
同意第１号、教育委員会委員の任命についてでございます。
任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字本町３８番地、小笠原 敏文氏、昭和４７年１１月２７日生まれ、４９歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）
同意第１号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字本町３８番地、小笠原 敏文氏、昭和４７年１１月２７日生まれ、４９歳を教育委員会委員として、任命することに、賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、全員であります。
よって、同意第１号については、原案のとおり同意することに決定しました。

（議長）
日程第２５、同意第２号、監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）
同意第２号、監査委員の選任についてでございます。
任期満了に伴う監査委員に、檜山郡江差町字緑丘１８８番地１２、近藤 偉喜氏、昭和２３年３月２４日生まれ、７４歳を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
江差町字緑丘１８８番地１２、近藤 偉喜氏、昭和２３年３月２４日生まれ、７４歳を監査委員として、選任することに、賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、全員であります。
よって、同意第２号については、原案のとおり同意することに決定しました。

（議長）
議案配布のため、暫時休憩いたします。

休憩　１５：３６
再開　１５：３９

（議長）
はい。
休憩を閉じて再開いたします。
日程第２６、同意第３号、副町長の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）
同意第３号、副町長の選任についてでございます。
任期満了に伴う、副町長に、檜山郡江差町字南が丘７番地１７、田畑 明氏、昭和３４年３月２６日生まれ、６３歳を選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
同意第３号、副町長の選任について、原案のとおり、江差町字南が丘７番地１７、田畑明氏、昭和３４年３月２６日生まれ、６３歳を副町長として、選任することに、賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、全員であります。
よって、同意第３号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

（議長）
資料配布のため、暫時休憩いたします。

休憩　１５：４０
再開　１５：４１

（議長）
休憩を閉じて再開いたします。
日程第２７、同意第４号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）
同意第４号、教育委員会教育長の任命についてでございます。
任期満了に伴う、教育委員会教育長に、檜山郡江差町字上野町１３番地、出﨑 雄司氏、昭和４０年１２月４日生まれ、５６歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
同意第４号、教育委員会教育長の任命について、原案のとおり、江差町字上野町１３番地、出﨑 雄司氏、昭和４０年１２月４日生まれ、５６歳を教育委員会教育長として、任命することに、賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、全員であります。

よって、同意第４号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩　１５：４３
再開　１５：４９

（議長）
休憩を閉じて再開いたします。
日程第２８、発議第１号、道教委これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。
本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決します。
発議第１号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第１号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２９、発議第２号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。
本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、発議第２号については、原案のとおり決しました。

（議長）
以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了いたしました。
これで、会議を閉じます。
令和４年、第３回江差町議会定例会を閉会いたします。
皆さん、大変、ご苦労様でした。
ご協力、ありがとうございます。

閉会　１５：５１

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議　　長

署名議員

署名議員